

令和4年第2回定例会

浦臼町議会会議録

令和4年 6月15日 開会

令和4年 6月15日 閉会

浦 白 町 議 会
浦白町議会第2回定例会 第1号

令和4年6月15日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 7 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 8 報告第 5号 浦白町土地開発公社の経営状況の報告について
- 9 議案第20号 令和4年度浦白町一般会計補正予算（第1号）
- 10 議案第21号 令和4年度浦白町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第22号 浦白町税条例等の一部を改正する条例について
- 12 議案第23号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 13 議案第24号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 14 議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 15 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 16 請願第 3号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書の請願について
- 17 意見書案第3号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書について
- 18 意見書案第4号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
- 19 所管事務調査について（総務産業常任委員会）
- 20 議員の派遣について

○出席議員（8名）

議長	9番	小松正年君	1番	高田英利君
	2番	野崎敬恭君	3番	柴田典男君
	4番	東藤晃義君	5番	折坂美鈴君
	6番	静川広巳君	7番	牧島良和君

○欠席議員（1名）

副議長 8番 中川清美君

○出席説明員

町	長	川	畑	智	昭	君
副	町	石	原	正	伸	君
教	育	河	本	浩	昭	君
総	務	明	日	將	幸	君
総	務	早	坂	隆	広	君
住	民	中	田	帯	刀	君
住	民	國	田	幹	夫	君
福	祉	齊	藤	淑	恵	君
福	祉	城	宝	睦	己	君
産	業	馬	狩	範	一	君
産	業	山	崎		哲	君
建	設	上	嶋	俊	文	君
建	設	竹	田	圭	一	君
教	育	横	井	正	樹	君
教	育	小	田	修	司	君
農	業	畑	山		証	君
代	表	笹	木	政	廣	君

○出席事務局職員

局	長	國	田	朋	子	君
書	記	三	部		航	君

◎開会の宣告

○議長

本日の出席人員は8名でございます。

定足数に達しております。

ただいまから、令和4年第2回浦臼町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、1番高田議員、2番野崎議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの3日間をしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月17日までの3日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議長

日程第3、諸般の報告をいたします。

はじめに、令和4年第1回定例会以降、今日までの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通し願ひ、主なもののみ報告いたします。

3月24、25日、水田活用の直接支払交付金に関する中央要望実行運動を行ってまいりました。各省庁及び金子農水大臣に直接お会いしての陳情をしてまいりました。

5月30日、東京国際フォーラムにおきまして、全国町村議会議長・副議長研修会を1,600人参集の中、町村議会のあるべき姿、また町村議会報酬について、また最後に地方議会とハラスメントの三つの講演を聞いてまいりました。

次に、監査委員より令和4年3月から令和4年5月に実施した例月出納検査の報告があ

りましたので、写しをお手元に配付しておきますので報告済みといたします。

続いて、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますのでご承知願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長

日程第4、行政報告を行います。

はじめに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

おはようございます。

令和4年第2回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。

本日をもって招集いたしました第2回定例会では、議案6件、報告3件、諮問1件を上程いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

この際、第1回定例会以降の動静につきまして、数点ご報告を申し上げます。

まず、新型コロナに関しまして、本年2月に本町において最初の感染者が確認されてから一旦落ち着きを取り戻しましたが、4月下旬にこども園で新たな感染が発生し、最終的に20人を超える事態となりました。

その後も単発的な発生が続き、今は途切れていますが、今日現在で42名の感染者数となっています。

全国的に感染者が大幅に減少し、少しずつ行動制限が緩和されてきていますが、後遺症の発生も一定数報告されており、基本的な感染対策の継続について引き続き注意を促していきたいと思っております。

なお、ワクチンの4回目接種につきましては、前回接種から5カ月経過後の7月中旬の開始を予定しています。

また、屋外イベントの動向につきましては、新そば収穫祭は早い段階から中止を決定しており、夏の味覚まつりは時間短縮や内容の見直しで開催を決定しているところです。

さらに、友だちマラニックは中止、ワインフェスティバルにつきましては現時点では未定と伺っているところです。

次に、先月12日に営農対策協議会の第1回目の会合を開催しました。今回の事業内容として、本年度から取り組みを開始したにんにく振興事業をはじめ、新規就農者の受け入れ体制の整備やスマート農業の普及促進に向けた取り組みを採択し、今後の本町独自の農業振興に努めてまいります。

続いて、今月4日に浦臼小学校で時間や種目は縮小されていましたが、観客の入場制限をほぼなくした形で運動会が開催されています。

あいにくの強風と寒さの中でしたが、3年ぶりに応援に訪れた祖父母の皆さんの子供たちを見守る姿に、十分な注意を払われて開催された関係者の皆様のご努力に心から感謝を申し上げ、一日も早いコロナ禍の終息に期待するものでございます。

行政報告につきましては、以上でございます。

○議長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがありましたので、第1回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、何点かにつき報告をさせていただきます。

4月7日に小中学校の入学式が行われ、小学校は7名、中学校は12名の新入学児童生徒を迎え、新学期が始まっております。現在のところ順調に教育活動が行われており、中学校の陸上記録会、小学校の運動会につきましても感染症対策を講じ、無事終了しております。

4月14日のみどり学園入園式におきましては、2名の新入園生を迎え、昨年度より2名増の35名でスタートしております。

また、報告書に記載はございませんが、小中学校のALT業務を委託しているジョナサン・ジェンキンス氏から英語の学習機会の少ない小学校1年生から4年生までを対象として、体を動かしながら英語を学ぶことのできる授業をボランティアで行いたい旨の申し出があり、小学校の体育館において、放課後、スクールバスの乗車時刻までの間を活用し、社会教育事業として英語ふれあい教室を開催する運びとなりました。

5月25日に第1回目が行われ、今後一月に1回程度の実施を予定しており、ジェンキンス氏には大変感謝をしているところでございます。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長

日程第5、これより一般質問を行います。

今定例会より完全一問一答方式とさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

順次、発言を許します。

発言順位1番、東藤晃義議員。

東藤議員。

○4番（東藤晃義君）

それでは、議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

町長に、今後の鉄道用地をどのように考えているのかをお聞きします。

廃線になって、用地の利用がどのようになっているか説明会らしきものはなく、1平米200円の登記手数料がかかると聞いております。

廃線になって2年以上経過していますがけれども、隣接している用地を持っている人も、なぜかもう気持ちが離れていっているような人もいます。

今後利用者がいなくなれば、町が所有するのか、管理は町でしなければならないのか。今でも草が多く見られます。除草剤の散布などを考えてはいないのか。隣接する人たちの問題であって、そのほかの人には関心がないようです。撤去工事が始まろうとしています、内容がわかるように説明してほしいと思います。

○ 議 長

答弁をよろしく申し上げます。
川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

東藤議員のご質問にお答えいたします。

旧 J R 札沼線の鉄道用地につきましては、国土交通省と財務省から譲渡の認可を得まして、年内に J R から町に土地の無償譲渡を受ける予定となっています。

土地の利活用を図り、住民への還元を推進するため、希望する住民に譲渡を行う予定ですが、鉄道用地に隣接する所有者に対しまして、7月に説明会を開催してまいります。

皆さんのご意見を確認して方向性を決定したいと考えております。

鉄道用地の管理につきましては、土地が譲渡されるまでは J R が維持管理を行う約束となっておりますので、何らかの必要がある場合には J R に連絡して調整してまいりたいと思います。

鉄道施設の撤去につきましては、J R からの負担金により橋梁、軌道、駅舎、電気設備の撤去工事を町が実施いたします。

今年度につきましては、晩生内地区を中心に J R 橋、札的駅、軌道の撤去を進めてまいります。

なお、全体の撤去工事につきましては3年から4年をめどに終えるよう進めてまいる考えでございます。

以上です。

○ 議 長

再質問ありますか。
東藤議員。

○ 4 番（東藤晃義君）

それでは、説明会を7月に開いていただける、ようやくやる気になったのかなという気がします。

余りにも少し遅過ぎるというのが、周りの人からの、どうなったんだと聞かれても、私も答えることができなかつたんですけれども、7月に説明会をしていただけるという、どういう説明になるのかわかりませんが、今後、先ほども言いましたけれど、平米200円、反当10アール当たり20万円の計算、今、畑買って2万円するかしないかの時代で、鉄道用地、ひよろ長くて、買うのであれば20万円と言ったら、うーんとみんな考えるかなと思います。

これは買うのではなくて、登記の料金ですから、どう解釈していいのかわかりませんが、今後、前齊藤町長も、いや、町で草刈りなどしますと言ってくれましたけれど、全然やっていません。

地先の人たちが用地の草刈りをしてくれたりはしていますけれども、今後鉄道施設のこ

とはJRという感じになっていますけれど、町に払い下げるというのはもう決まっているのですから、この後、要らないという人たちが出たら、残りの用地は登記して町で持つのだろうか、その辺を聞いて、当然中には、場所の悪いところは要らないと出れば、町が今度登記して、町の所有になるのか、その辺、ちょっとお聞きしたいです。

○議 長

答弁をお願いします。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

東藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

土地のお金につきましては、登記費用もそうなんですけれども、用地測量のお金も多大にかかりまして、結構価格が高くなるかと思えます。

今のところまだ説明会をしていないんですけれども、7月中に隣接者の方にお話等をお伺いしまして、今後の対策等を考えたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

今東藤議員が言われたのは、買わない人はどうするんだという話でしょう。

○総務課長（明日見将幸君）

買わない方につきましては、基本的には町の方の管理になるかと思えますので、最終的には町の方の管理になるかと思えます。

以上です。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

現実的に、1軒1軒の方とお話をした上で決めていくことになると思えますけれど、本当に虫食い状態のような形で個人的に管理をいただいても、それ以外の部分が荒れてしまうということにもなりますので、そうなったときにどうするかという部分が大きな判断になってくると思えます。

そのあたりにつきましては、先行している自治体もありますので、そちらを調査しながら最終的には判断していきたいと考えます。

○議 長

再々質問ありますか。

東藤議員。

○4番（東藤晃義君）

当然虫食いになると思うんですけれども、それはそれで仕方ないと思うんですけれど、町で持った場合は登記料やら測量代、税金で行うんでしょう。

だからその辺、もう少し考え方を、全部町のものにして、その隣接する人に貸すという考えでもあれば、それはまだこれから説明していただけるから何とも言えないと思うんですけれども、なるべく隣接する人に負担かからないように多少のお金はやむを得ないんですけれども、ある程度いろんなところで補助金出したり、またJRからそこそこのお金をいただけると思うので、ぜひいい方に考えてください。答弁はよろしいです。

○議 長

それでは、発言順位 2 番、静川広巳議員。

静川議員。

○ 6 番（静川広巳君）

それでは、令和 4 年第 2 回定例会におきます一般質問をさせていただきます。

まず、町長に一つ目の質問をさせていただきます。

物価高騰に対する考え方であります。

新型コロナウイルス感染症の長期化、ウクライナ、ロシア紛争状況、新興国の需要拡大、円高などが影響し、すべてのものが値上げする事態となっております。

農業関係では、ホクレンが今月から化学肥料価格を主要 11 品目平均で、前年度に比べて 78% 値上げを決めております。

肥料の原料は、ほぼ全量が輸入で、主要輸入先のロシアの情勢が直接要因だが、世界的な需要の増や中国が自国優先で輸出制限したことも要因の一つであります。

今後の農家経営への打撃は計り知れない、国としても激変緩和措置に乗り出すことを期待しておりますが、これからの農業のあり方も考えるときが来たのかもしれないと思っております。

国やホクレンの支援策も当然と考えられますが、地域自治体として、基幹産業が農業であるとしたなら、町として農業を守るためどのようなことが考えられるかお伺いしたいと思っております。

また、町がこれから進めようとしているさまざまな町の事業について検証が必要になってくるのではないかと思います。いかががお伺いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

答弁お願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の物価高騰に対する考え方についてでございますが、農業分野において、燃料や農業資材が軒並み値上げとなる中、これに追い打ちをかけるように令和 4 肥料年度価格を前年度比平均 78.5% 値上げすることをホクレンが 6 月 1 日に発表し、新聞報道されたところでございます。

急遽、JA ピンネ、近隣自治体と協議を開始し、情報交換、共有に努めておりますが、本件は余りにも影響を受ける農家数や金額が大きく、またいつまでこの状況が続くのか、先行きが未知数であり、到底市町村レベルで対処できる問題ではないというのが一致した考えでございます。

現時点で可能な範囲で地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油高騰、物価高騰対応分を活用した支援策に取り組んでまいりますが、国及び道に対して、確実に実効性のある強力な支援策を早急に打ち出していただくよう迅速に要請活動を行ってまいります。

2 点目のさまざまな町事業について検証が必要となってくるのではとのご質問ですが、現在の社会経済情勢は私たちの想像を超え、刻々と変化しており、推進中の事業について

事業規模や事業年度など改めて検討し、慎重に進めていく必要があると認識しているところでございます。

以上です。

○ 議 長

再質問ありますか。

静川議員。

○ 6 番（静川広巳君）

農業関係における部分なんですけど、今回ホクレンがということで、78%の値上げなんですけど、正直言いますと、本来の一番の発端は全農ですね。一番の最初8割近い部分を打ち出してきたというのが全農でして、ホクレンという言い方は、これは北海道独特のもので、全農というのは北海道にはないです。

北海道以外の部分の町村、経済連なので全農という言い方をするんですけど、ここの部分が経済団体として78%、178%という言い方なんですけれど、上げるという部分が大きく出たものですから、北海道のホクレンもこういった部分が関連JAなのでこの中でこういう部分があって、ここは避けられないと。

特に、輸入は全農は全農物流というところがほとんどやっております。海外から肥料だとか資材の単品といいますか原材料をすべて輸入しているのがそこなものですから、こういったものの影響が大きいということになっておりまして、確かに町長が言うようにとてつもないもので、一地方がこれに対して対処できるという状況では私もないと思います。

一番、私の思ったことは、町長もこうやって出してくれたのでよかったんですけど、もし言わなかったら言おうかなと思ったんですけど、結局国とか道に対して地方がこういう第一次産業なり、そういった部分の打撃の部分はどう国として守っていただけるかということ、やっぱり地方として発信していただかなくてはならないという部分があると思います。

要請活動を行ってまいりますんですけど、ここの部分を例えば他町村を含めて、何か町村の町長会みたいな部分だけでこういった要請活動というものが今後何か計画があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは事業の見直しという部分なんですけど、やはり物価高、いろんな建設費やら何やら上がっています。正直言って、かなりすごく高騰しているのも現実で、木材などもかなり高騰しておりますし、この間、ホームックだったかちょっと忘れたんですけど、合板のベニヤ1枚、倍ぐらいになってますね、値段が。

そのぐらい上がっていますから、かなりそういう部分では値上がりしているのかなという感じもしております。

そういったものを含めて、やはり今後いろんな建設費、町はハード事業がこれから重なっていきますから、ただ議会が承認したからやらなくてはいけないというのではなくて、この辺をこうどういう時点でいろんな部分で考えながら進めていくという何か改めてもう一つ、そういった検討することも必要ではないかと思うんですけど、その辺どうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○ 議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

再質問にお答えいたします。

まず、ホクレンという形でここに記載させていただいたのは、全農の方もホクレンの方もちょっと確認させていただいたんですけれど、新聞等の発表がホクレンという形で出されておりましたので、ここでもホクレンという名前で使わせていただいたところです。

陳情の計画につきましては、まだ公式に全町長が集まったという形はとっておりません。それぞれ連絡をとり合った中での話し合いですけれど、今のところ中、北、南の代表町長に各町から要請をして、まず役員間で三役で陳情の今後の進め方について検討してくれということで、今は北竜町の佐野町長のところに預けてあるような形になっております。

もともと札幌陳情は7月下旬、東京陳情、8月上旬ということで予定されておりますので、そこまで待つか、その前に役員だけでも1回、行ってくるかという話し合いが今なされているとは聞いておりますけれど、最終決定としてはまだ通知されていないのが現状でございます。

もう1点、2点目の事業の検証ですけれど、本当におっしゃるとおりだと思います。他の町の建設事業の値上がりの状況を見ておりますと、本当に1年、2年で何億円という単位で金額が差が出てくるという現状も見ておりますので、先ほども少しお話ししましたが、今予定している事業もなかなかやる、やらないという決断は難しいところではありますけれど、いかに軽減していくか、一部を取りやめてでも事業自体は進めるという考え方を持って、今後に臨んではいきたいと考えています。

○議 長

再々質問ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

農業関係は本当に大変だと思います。

この間、JA側とちょっとお話したんですが、農家って来年の資材とか来年の肥料関係というのは、大体今年の秋までに準備して、秋に用意するというのがほとんど農業経営の中であります。

今年秋までに肥料とかは一応大体確保するんですね。来年の営農に備えるというのが大体の流れなんです。

とりあえず、今回は全農も含めて今年の分は一応確保したということなんです。

要は、だから来年の営農は一応できると。一応その部分の原材料は今回は確保しましたというのが全農の部分からの情報は入っていますけれども、ただしその次の年は原材料を含めて全く今のところ確保ができていないというのが今の状況だそうです。

なので、今年は何とかですけれど、全農も物流の部分がありますから、今までロシアだとかカナダだとかいろんなところから輸入した部分を今まで付き合いなかった国にも相当広げて、少しでもいいからそういった調達を心がけているようですが、なかなか再来年に向けては大変だということも聞いておりますので、その辺、地方の自治体として国の方へしっかりとやっていただけるということもお伝えいただければなと思っていますので、伝えていただきたいなと思います。

それから、もう一つ、事業の関係ですが、今日、診療所の建て替えという部分が出まし

たけれども、決してやめるというのではなくて、多目的の部分もありますけれども、逆にいえばああいったものも検証として二つ別々に建てるのではなくて、一つにするとか、そういった方向性もいろいろあるような感じがしますので、その辺を考慮しながら検討を進めるといふ部分もつくっていただければなと思っていますので、その辺どうでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

要望事項といいますか、来年までは確保されているということですが、本当に手に入るか入らないかという問題になると、金額以上の大きな問題にも発展しますので、そのあたりにつきましてあわせて要望していきたいと思います。

事業の統廃合といいますか、いかに経費を削減して目的を達成するかという部分につきまして、今おっしゃられたものも含めまして、さまざまな検討をした上で、最終的に判断させていただいて、改めて提案させていただきたいと思います。

以上です。

○議 長

それでは、2番目の質問をお願いします。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、2点目の質問を教育長に質問させていただきたいと思います。児童の通学安全確保ということについてであります。

国は、児童の通学安全確保に関する施策を内定しております。通学中の児童が巻き込まれる交通事故の発生を防止するとともに、犯罪行為、災害、その他の交通事故以外の事由により通学中の児童に生ずる危険性を軽減するため、交通安全をはじめとする児童の通学中における安全の確保に関し、基本指針、市町村児童通学安全計画、児童通学安全協議会等について定めることにより、児童通学安全区域における交通の規制、児童が通学のために通行する道路の整備、その他の児童通学安全確保対策を推進し、児童が安全に通学することができる社会の実現を目指すということ、国はこういった施策を打ち出してきております。まだ法制化はしてきておりません。

市町村においては、地域の実情に応じて制度の仕組みを制定していくことになると思いますが、浦臼町としての取り組みは今後どのように進められると思いますか、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

静川議員のご質問にお答えをいたします。

令和4年第1回定例会におきまして、野崎議員の通学路の合同点検に関連するご質問にお答えしましたとおり、現在本町における児童生徒の通学路における安全確保等につきましては、浦臼町登下校安全安心連絡会を組織し、浦臼町登下校安全安心プログラムにより

関係機関が連携して、児童生徒が安全・安心に登下校できるよう通学路の安全確保を図っております。

また、必要に応じ、通学路における合同点検を実施し、危険箇所の把握、改善を講じることとしております。

議員のご質問にあります児童の通学安全の確保に関する施策につきましては、現在法制化されている状況にはございませんので、現状、教育委員会といたしましては引き続き浦臼町登下校安全安心プログラムに基づき適正に対応してまいりたいと考えております。

しかし、同時に法制化に関する情報収集も行い、法制化された場合には運用の詳細が定められた後、国家公安委員会、国土交通省、文部科学省からそれぞれの各関係機関、都道府県並びに市町村の各所管に対して基本方針が示されることが見込まれますので、教育委員会といたしましても十分連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 議 長

再質問ありますか。

静川議員。

○ 6 番（静川広巳君）

私、この質問に関しては過去に何回もしたような気がするんですが、やはり安全・安心という部分では必要かなと思う。

今回、特に国が、まだ法制化していませんが、恐らくこういう形が出てくると思っています。

教育長が言っている安全安心プログラムという部分が町にあります。これがどこまで機能するかという部分が今度その法制化によって出てくるのかなという気がします。

今回、国が内定で示している部分では、浦臼町なら浦臼町の子供たちが通っている部分の児童が通学路における一つのマップですね、浦臼町として子供たちが通っている道路のマップという部分についても、例えばどんな状況に今後なっていくのか、または安心プログラムの中にそういったマップみたいなものが頭の中に描かれているのか。

それから、子供たちが通う町道などは、例えば整備がされているのか、それとかスクールゾーンという部分があった場合に、その部分がスクールゾーンなのか、例えば町道において交通規制で車の時速制限をすとか、そういった部分までがもし出てきた場合に、安心プログラムの中にそれが対応できるような形が盛り込まれているのかどうかという部分をちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○ 教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

今現在あります安全安心プログラムにつきましては、構成機関であります教育委員会、それから町の総務課、建設課、それから北海道の滝川警察署、それから札幌開発建設部の滝川道路事務所、それから浦臼小学校、中学校、またそれぞれのPTAが構成員になってございます。

必要に応じまして、先ほども申しました合同点検によりまして、危険な箇所等があった場合につきましては、それぞれ意思疎通を図りながら、それぞれの立場でそれぞれの所管するところが対応を行っていく。

例えば、道路であれば、国道であれば道路事務所になりますし、道道であれば土木現業所、それから町道であれば道路管理者である建設課ということになるんですけれども、それぞれが必要な措置を行っていく。

それから、標識だとか信号等であれば公安委員会が行っていくとなっております。

その安全安心プログラムにつきましては、今議員がおっしゃられたような細かいゾーンであるとか、マップだとかというような、そこら辺までの細かい内容にはなっておりませんので、今後法制化されて示された場合につきましては、この現在のプログラムがそちらに移行するのかなどなのか、そこらも判断したいと思っておりますし、必要な措置については行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

再々質問ありますか。

次に、発言順位3番、折坂美鈴議員。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

令和4年第2回定例会におきまして、教育長に1点の質問をいたします。

中学校の部活動の地域移行について。

スポーツ庁は、少子化と教員の負担軽減の観点から、2023年からの3年間で休日の部活動の活動主体を学校から民間クラブなどの地域社会に移すという提言を上げています。

浦臼町では、部活動の地域移行を今後どのように進めていくのか伺います。

1、いろいろな課題がある中、現場の教員や子供たちの意見を聞くことが必要と考えますが、行っていますか。

2、保護者の理解や協力も必要になると思いますが、説明会などの予定はありますか。

3、民間へ託すことで保護者の負担が増えることになり、参加をためらう生徒が出ないよう、会費の助成などの行政支援は考えていますか。

4、地方では、民間のスポーツクラブ自体がないので、新たに講師を確保して組織を作るのは難しいし、現実的ではないように思います。

今ある少年団組織の中に組み込んだり、近隣自治体と連携して組織を作ることになるのか、そうすれば試合のあり方についての検討も必要になってくると思いますが、少年団の講師との話し合い、近隣自治体との協議、国への要望などは考えていますか。

○議長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

折坂議員のご質問にお答えをいたします。

文部科学省では、学校の働き方改革を考慮して、部活動改革として、教職員の勤務を要しない日、休日の部活動を令和5年度以降、段階的に地域移行を図るものとしております。

部活動は、学校教育の一環として位置づけられた活動であり、体力や技能の向上に資するだけではなく、人間形成の機会にもなっております。

しかしながら、その活動は教職員の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因になるなど多大な負担となっている状況であります。

そのような状況を踏まえ、このたびスポーツ庁に提出された運動部活動の地域移行に関する検討会提言は、生徒のスポーツに親しむ機会を確保しつつ、持続可能な部活動改革として提言されたものであります。

今回ご質問の1点目及び2点目につきましては、現在のところ行ってはおりませんが、生徒に一番近い教員との情報共有は必要でありますので、今後意見交換や、必要に応じ保護者への適切な周知を行ってまいります。

3点目と4点目につきましては、議員ご指摘の新たに講師を確保して組織を作るのは難しい、現実的ではないとのご意見は、私も考えを同じくするものであり、提言におきましても課題としております。生徒数の減少が加速化する深刻な少子化の進行により、持続可能性の面で厳しさが増している状況下において、本町が多様なスポーツ環境の整備や生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実を図ることは困難であると認識しており、今後多様なニーズに継続的に対応していくためには近隣自治体のスポーツ団体の加入が現実的であり、実際にそのような事例も見受けられますが、送迎や月謝等の保護者負担が課題となることも想定されることから何らかの支援も必要であると思っております。

スポーツ庁においても検討会議の提言を踏まえ、実践研究の事例集の作成、普及、ガイドラインの改定や関連する諸制度の見直し、関係団体の要請や概算要求など必要な施策を検討し、改めて通知等により連絡するとしておりますので、それらも踏まえた中で地域移行に向けての課題等を精査し、教育委員会での協議を行い、財政的な支援を含めた行政支援が必要な場合は町長部局との協議を行ってまいります。

また、近隣自治体との連携についても情報を収集し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 議 長

再質問ありますか。

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

ただいまの答弁では残念ながらまだ何もやっていないということなんですけれども、もう来年から段階的に始まることでありますし、情報収集であったり、保護者や関係者の意見聴取はもっと早目に始めるべきではないのかなということもここでは真剣に言いたいということを思っています。

それから答弁を聞いておりますと、近隣自治体へのスポーツ団体はいろいろあるから行きたい子はそこへ行けばいいわと、それが困難な子には少し月謝の負担を行政でちょっと支援すればいいかなぐらいに人ごとみたいな感じの答弁に聞こえるんですね。

私は、教育長もおっしゃったように今まで学校教育の一環としてやってきた部活動のあり方を変えるということは、スポーツとか教育の根本から変えることになるという大変重要な議論であると、この問題はですね、そう認識をしております。

昨今では、北京オリンピックでワリエワ選手、15歳のドーピング問題が大きな波紋を広げましたが、15歳以下は保護の対象として認められ、フィギュアスケートの年齢制限は17歳に引き上げられたという最近のニュースがありました。

勝敗にこだわり過ぎる競技のあり方にも疑問を呈した事件であります。

心身ともに発達段階にある15歳以下の子供たちは、まず、誰もがスポーツや文化活動をする権利を有しています。

そしてスポーツや文化活動を通じて楽しさを感じたり、人間関係を学んだりすることから心身の健全な育成のためにもその権利を保障してあげることは私たち大人がすべきことであります。

どういう形が子供たちにとって一番望ましい方法なのかは、今、一生懸命考えてあげる必要があります。それが発達段階の子供たちを保護するということになるのかなと私は考えました。

一つずつ質問したいと思いますが、まず、1番ですね。浦臼町での課題として上げられるのは指導者の確保。これをどうするのかということが1点とスポーツ団体の整備をちょっと難しいということをおっしゃっていましたが、具体的に考えているかなというところを聞きたかったのと、あと保護者の経済的な負担、送迎の負担、これらの問題があると思っています。

これ解決に向けて今の段階でやっていることはあるのかなと思ったんですが、まだ何もやっていないという答弁だったと思いますので、教育長の中でのお考え、町としてのお考えがあれば、今の3点についてちょっと答えていただきたいと思います。

保護者への説明もまだということでしたが、私が保護者から聞いたところではアンケート調査はあったよと聞いたんです。

そういう答弁ではなかったんですけど、教員や子供たち、保護者の意見聴取をしたのであればどういう声があったのかお聞きしたいなと思ったんですけど、アンケート調査の結果について少しこの場で報告できることあればしていただきたいと思います。

2点目ですが、保護者の意識改革についての考えを伺いたいと思います。

私は保護者の意見を聞いてみたんですが、皆さん、子供たちのために一生懸命考えていらっしゃると思いました。それぞれに考えをお持ちでありまして、保護者にとっても180度考え方を変えなければならぬですね。今まで自分たちが子供時代に経験したことと違う初めて経験する大きな問題なので、アンケートではなく実際にひざを交えてというか、保護者の皆さんと今後どうしていこう、子供たちのためにという話し合いをすることが絶対必要だと思っています。本当に初めて経験することなんですよね、私たちは。

だからそれをみんなで考えるというスタイルでやってほしいなと思っています。

民間に託すということは、今まで支払っていなかった会費などを費用負担するということになります。

今まで教育長もおっしゃったけれども、教師の献身的な勤務によって支えられてきたんですよと。長時間勤務の要因であるし、指導経験がない教員はストレスがかかっていたんですよという、そういう説明を保護者にもしなければいけない。

これを解消することで、学校教育の質の向上につながるんだということで、保護者の理解は得られると思います。そういう説明も必要になってくるでしょう。

今後、民間に託すとなれば費用負担が伴うので、指導者への謝礼は受益者が負担するものという、そういう考えも保護者に持ってもらわなければいけない。保護者の考え方も変えなくてはならない。やっぱり話し合いが必要だと思うんですね。そのところは、もっと重要に考えていただきたい、計画していただきたいと思っています。

それと低所得者への助成については、子供たち誰もが等しくスポーツや文化活動を楽しめる環境づくりとして、要請、支援をお願いしたいという気持ちはあります。

それから、3番目の行政支援についてなんですけれども、とてもやっていただきたいということが一つありまして、それは指導者の確保なんですけれども、文科省では人材バンクの活用などをすればいいのではないかみたいなことが書いてありましたけれども、ライセンスの取得とか研修会への参加費用、こういうものを行政で見るのはどうかと私は提案したいと思っています。

地域の人、保護者の中で、専門的な技術や知識を身につけてもらって指導者を育成する。探してくるのではなくて、地域の人の中で育成するという考え方もあると思うんですね。

私はこの方が浦臼町に合っているのではないかなと思っています。

実際、保護者が今まで子供たちを教えてきたというのは少年団もありましたし、昔から浦臼町にはそういう気質の保護者が多かったので、そういうライセンスを取るお金を出してもらえたりとかであったら、ああ、やってもいいなという人が現れるようなそんな気持ちもするのです。

それから、一定の報酬が得られるのであれば指導者をやりたい人も出てくるかもしれないので、どこかから探してくるというよりも育成の方向で考えられてはどうでしょうかと考えました。

それから、保護者の不安の声が大きいのは、やはり送迎の負担ということを知っています。

サッカーを例に挙げますと、サッカー少年団はもう今は地元にはないそうで、今は奈井江町のチームに6人ほどが通っているとお聞きをしました。

親の理解がある子は、送迎は親が必然的にやるということでやっていますので、ここは問題ないわけですね、覚悟を持って親が送り迎えするので。

でも、今の現状でも、親の理解と協力がなければ、やりたいなと思ってもやれない子が小学生の中にもいるという現状もあります。

中学校でも専門的にサッカーを続けてレベルを上げたい子は、砂川市や滝川市に行くそうなんですね。そういうチームに行くそうなんです。

親はそういう子供たちに理解があるから送迎も不満はないんですね。きちんとやっていけるんですけれども、今までもそうしてきましたしね。

問題は、それ以外の子供たちの親にとって送迎が負担になっているということなんですね。

なので近隣自治体の組織に希望する全員を入れてですね、部活動を民間に下ろすときには、専門的な指導を受けさせるということは自治体判断でできるとなっていますけれども、そうかもしれませんが、送迎の問題が浦臼町の場合あるわけで、行政でというか教育委員会でサッカーはこっちの、それからダンスだったらこっちだと、卓球だったらこっちだと、あちこちの他市町まで送迎できるかという問題もあると思います。

その辺の検討についてお答えいただけますか。

○議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問についてお答えをしたいと思います。

まず、指導者の確保、整備というのは先ほども申し上げましたとおり非常に難しいと考えております。

それから、先ほどアンケート調査というのがされたというのはちょっとどのようなものなのか。うちで去年、実際にはそこまでは至っていないのですが、習い事等をされているかどうかというのを調査した経過はあるのですが、部活動に関してのアンケート調査というのはこれだというのが思い浮かばないので、申しわけありませんが、もしかすると学校で独自に行っているのかもしれませんが、ちょっとこの部分については不明なところがあります。

それから民間に託すということですが、例えば、今現在スポーツが町内で完結して行われているというのが、唯一、多分、剣道ぐらいだと思うんですね。剣道については実際に町内の指導者、一部町外の方もいますけれども、指導者によって定期的にB&Gでやっております、その中の中学生が中体連にも剣道で出ているという状況になっております。

ただそのほかのスポーツについて、今現在ないものを、例えば指導者を連れてきたとして余りにも少子化が進んでいるものですから、そのスポーツをするだけの、もし3人ずつやるようなスポーツであれば、ゲームをするような子供たちが揃わないということもあると思いますし、先ほども言いましたけれども継続的なということを考えると、今成立しても3年後にはわからないという状況ですね。

子供たちの何をやりたいというのも、3年後にはもう生徒総取り替えですので、すっかり変わっているような状況もあるかと思えます。そういうことで難しいのではないかと考えます。

それから町内で指導者ライセンスを取得するような要請ということですが、それともなかなか現状は難しいのではないかなと思っておりますし、その辺は検討してみたいと思っております。

それから、保護者等々の意見交換というようなこともありましたけれども、その具体的な中身がどんなのかというのが不明な点もありまして、私は当初、部活動がそっくり社会教育事業に置き替わるのだらうなというイメージを実は持っていたんです。

だから学校とは切り離されてという感覚で考えていたんですけれども、でもやり方としては、選択肢の一部としてはその部活をぜひ指導したい教職員も当然中にはいらっしゃるもので、その方については今までのような奉仕というような形ではなくて、校長の許可をとって兼職、兼業として適正な報酬を得て指導をするという選択肢も当然含まれております。

ただ、そこにもそのスポーツ競技に対する専門性があるというのがまず第一条件となってきますので、そのような教職員を本町にということも子供たちのスポーツに対する指向ですね、どの競技ということで変わってくるという状況もありますので、非常に難しいな

と考えております。

現状、浦臼中学校を見ますとスポーツの部活動、卓球とバレーで、バレーは休部中ですので、今現在卓球のみなんです。

だからとりあえずは卓球をできることを維持していくということも考えられるんですけど、でも余りにもそれでは短期的で子供たちが卓球以外のこともしたいという、当然あると思いますので、そこら辺にも何らかの対応ができないかなと考えたときに、やっぱり町内でも難しいのかなと考えておりますし、そのための送迎だとか講師への謝礼、経済的な部分で、その部分が何らかの形でフォローできればなと思いますし、そのことにつきましてはまだ私個人的な考えはいろいろ言えますけれども、教育委員会の中でまだもみ方が足りないものですから、そこら辺を十分に委員会の中で議論をしまして必要な意見交換だとかそういったものも行いまして、最初の答弁でも行いましたけれども、それで財政支援等々が必要であればさらに総合教育会議等で町とも協議をして、何らかの支援が得られるような形の取り組みをしていきたいと現状では考えております。

以上です。

○ 議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

本当に難しい問題だなと。今のお話を聞いていても思うんですけども、まずは話し合い。これは情報もいろいろ保護者たちも入ってくるので不安な状況にあると思うんです。今後どうなっていくのかなという。

その不安を解消していくためにも、決定はなくても、こういう考えでいるとか、保護者の考えはどうだとか、そういうことを聞く場というのは早急に行っていただきたいなという思いはあります。

それで再々質問では、4番では新たに講師を確保して組織を作るのは難しいし、現実的ではないとこのときは思って書いたんですが、ちょっと保護者の意見などを聞くうちに考え方を変えて、今変わってきています。

ぜひ、難しいとおっしゃったけれど地域に指導者を育成して、小さな町でもやっつけられるようなサークルを作っていっていいのではないかなというそういう考えに変わっていったわけです。

団体競技は生徒自体の数がそろわないので、それは無理かなというのは保護者の方もみんなわかっています。団体競技は無理だなと。

だけど例えば、陸上部とか教育委員会でも走り方教室でしたか、何か重点的に行っていたらいいように思っていたけれど、楽しく運動の基本を学ぶとか、指導者さえ確保できれば楽しくできる運動に子供たちをつなげていけるといって、そういうことはできるのではないかなというところもあります。

それから、今年はダンス部を作ってほしいという、そういう保護者の要望もありましたよね。教育委員会にも話し合いに行っておられますし御存じだと思いますけれども。ダンスだったら民間の競技団体は他市町にあります。指導者もいらっしゃいます。

こういうところで入部希望者を町として募ってもらってサークルを作る。まず、それは

今、実証実験としてでも事業としてでもやれることではないかなと思うんですけど。例えば、平日の週1回だけそういうサークルを、今は少ないと聞いていますので、もっと人数を増やすことによって講師の先生も来やすくなるという、そういうサークル活動を少しやってみてはどうかと今は感じております。

今、卓球しかない、中学校にはとおっしゃったけれども、だから今の子供たちは本当は卓球ではなくて違うことをやりたいけれど、これしかないからやっているのだという子もいるかもしれないですね。

ですから陸上がある、ダンスがある、剣道があると、そういう子供たちに選択肢があるということは今よりメリットとして大きくなるのではないかなと思うので、そういうことを考えてはどうかと。ほかの自治体にやればいやという短絡的な考えではなくて、小さな町でもできることをぜひ考えてほしいなという思いがあります。

今の提案した意見などは保護者の意見だったんですね。そういう考えを持った保護者もいっぱいいて、自分たちの子供たちのために何かしてあげたいとみんな思っているんですね。

そこを叶えてあげられるように教育委員会も寄り添っていくということが必要かなと思うので、もう一度言いますけれども、説明会とかそういう保護者との腹を割った話し合いとか、みんなで考えるスタイルを絶対やってほしいということと、まずはやってみる。何かサークルを作って子供たちにやらせてみる。そういう発想も必要ではないかなと私は考えています。

人がいないからできないとあきらめたくはくないですか。小さな町でもできることを模索していただきたいというのが再々質問での私の意見なので、それについての答弁をください。

○ 議 長

河本教育長。

○ 教育長（河本浩昭君）

確かに議員おっしゃるように、小さな町だからできないというのはすごく残念ですね。

学力の部分についてはICTだとかタブレットが導入されてきて、例えば都市との格差がそれで縮めることができるのかなということで、今後有効に活用していきたいなということで思っているんですけども、いかんせんこのスポーツに関しては、特に団体スポーツとかということになりますと人数が必要で、何とかならないかなと思います。

それで今、中学校の部活動ということだけに限ると3年間のことになってしまいますので、そうではなくてもうちちょっと小学校のときからずっと続けていけるようなスポーツとか学校部活動というものから、ちょっと社会教育事業としての考え方を入れた中で検討していきたいなと思っております。

中学校の部活動の地域移行ということになると、それこそ中学校3年間だけのことになってしまいますので、恐らくスポーツってそうではないと思うんですね。

学校でやるスポーツ、スポーツにはそれぞれ教育的な意味だとか価値だとかというものもありますけれども、必ずしも本来はそうではなくて自発的にやりたいスポーツを楽しむ、人生が豊かになる、そう結びついていくものだと思いますので、中学校という部分にこだわるかこだわらないかという部分もあるかと思うんですけども、検討の時間をいただき

たいと思います。議員のご意見は受け止めたいと思います。

以上です。

○議長

ただいまから、休憩といたします。

再開時間を11時20分にしたいと思います。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言順位4番、柴田典男議員。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

令和4年第2回定例会におきまして、私は今回、町長に2点の質問をさせていただきます。

1点目として空き地、空き家バンクの現況と今後の構想について質問いたします。

町長の基本政策の一つに人口減少対策があります。定住に向けた対策の一つとして本町ホームページの中にも空き地、空き家バンクがあります。

町内各地に空き家が目立ってきました。中には雪害により無残な廃屋もあり危険家屋が今後増える予想もあります。

行政として今後どのような対策、構想を持っているのか伺います。

一つ目として空き地、空き家バンクの現況はどうなっているのでしょうか。

二つ目として破損した家屋や危険性を持った家屋を調査、把握しているのかどうか。

3番目としてその所有権者をすべて把握しているのかどうか。

4番目として今後町として対策すべき構想について、町長の考えを伺います。

以上、質問します。

○議長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

柴田議員の1点目、空き地、空き家バンクの現況と今後の構想についてお答えいたします。

1点目の空き地、空き家バンクの現況につきましては、現在は空き地、空き家とも登録がない状況となっております。

平成28年度に制度化して、空き家3軒、空き地3件の登録がありましたがすべて売買が成立しております。

引き続き広報やホームページにおきまして制度の周知、登録に努めてまいります。

2点目の危険家屋の調査、把握状況につきましては、定期的に職員による巡視、町内会長、地元住民の方からの情報提供によりまして現状については12軒の確認をしていると

ころでございます。

3 点目につきまして、1 2 軒の所有者につきましてはすべて把握しております。

所有者に対しましては、浦臼町空き家等の適正管理に関する条例第 6 条の規定により文書及び電話で適正な管理に努めてもらうよう継続的に要請しているところでございます。

4 点目の今後の対策に対する構想につきましては、空き家条例に則り、管理不全な状態にある空き家には、これまでの繰り返しとはなりますが、所有者に対しまして粘り強く助言、指導及び勧告等、必要な措置を講じてまいります。

ただ、個人資産に対する所有者の管理責任が大前提となりますので、行政としてできる範囲は限られておりますが、町民と地域の安全、生活環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○ 議 長

再質問ありますか。

柴田議員。

○ 3 番（柴田典男君）

私も町のホームページで空き家バンクどうなっているのかなというチェックを入れたんですけれども、残念ながら 1 件の登録もないということでちょっと問い合わせしましたら、いや、入れてもすぐ売れてしまうんだよということで人気があるんだというお話を聞いたものですから。

私は晩生内地区に住んでいますけれども、町から出て行くという方がいらっしゃって、家をそのままにして行ってしまおう。

非常にもったいない家が散見されるものですから、これは何とかならないのかなと。やっぱり人が住まなくなると家屋は傷みも早いですし、やっぱり行政として何か手を打てないだろうか。

ある家に札幌のある業者の方が住んでおられるという話を聞きました。その方はホームページではなくて友達をつてとして、家ないだろうかということで今、テレワークもできるし別宅として探しているんだということで、既にお買っておられる。売買の中で住む。しょっちゅうは住んでいないんですけどね。たまに来て住んでおられるという状況を見ています。

やはり町として周知の仕方というんですか、もっと積極的に、こんなところがあるんだよということをしていってほしいと。

今、コロナの関係で先ほども言いましたけれど、テレワークで田舎に住みながらやってみたい人も中にはいるそうでございます。

そういう空いている住居に対して、積極的に町がバンクとして登録していく進め方が必要ではないかなと思うんですけれど。周知、徹底の仕方ですね。今はどのような方法でということになるんですけれども、それについて再質問でいいですか。お願いします。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

確かに28年の制度化したときには通知文ですとか広報、手段を通じまして登録をいただいたという経過がございます。

それが売買されてからは、目立った、多分周知活動というのはやってこなかったのかなという思いはしております。

今後は先ほども答弁の中でもお答えしましたが、まずは広報ですとかホームページ上での周知というのは当然していかなければなりませんし、確か最初の頃は税の関係のときの何か通知文の中にあわせて案内文的なものを同封して周知に努めていたような経過もありますので、その不動産と直接関わるような時に再度それが可能であれば、そういう形でも周知活動には努めていきたいと思っております。

○ 議 長

再々質問ありますか。

柴田議員。

○ 3 番（柴田典男君）

昨年、残念ながら本町の中で火災が起きてしまいました。亡くなられた方もいらっしゃいましたのでご冥福をお祈りしたいと思うんですけれども、今でも結局火災跡地が国道275号線沿いにちょっと続けてありますね。

私も毎日ほぼあの道路を通るものですから、非常に残念な形の中で毎日目にしなければいけないということがあります。

先ほど危険家屋に関しては町の方も適正な管理に努めるようにということなんですけれども、あのような火災跡地の場合、町としては相談を受けるのでしょうかね。

当然受けると思うんですけれども、最後の後片づけまで当事者が責任を持ってやらなければいけないのか、あるいは所得に応じて町が対応できるのか、やはり町としての指導を続けておられるのか、そこら辺の町の対応としてはどのようになっているのかお伺いしたいと思っております。

○ 議 長

中田課長。

○ 住民課長（中田帯刀君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

火災の廃棄物につきましては最終処分場の方で受け入れる体制をとっております、被災者の方にその旨お話ししております。

今、議員のお話しあった2件につきましては、雪が解けてから処理をするということで、こちらでは話を聞いておりました。

雪が解けてもちょっと動きがないのでこちらで確認をさせていただいたところ、1件につきましては7月の下旬ごろ手を付けるという回答をいただいております。

もう1件につきましては、廃棄の費用に関しては、ちょっと処分場で受けるということだったんですが、運搬の部分につきましては被災者の方の負担ということで、その費用でちょっと、お金の工面の部分で、今ご本人が調整されているということで話を聞いています。

以上でございます。

○ 議 長

2点目の質問ございますか。

○3番（柴田典男君）

それでは2点目の質問をさせていただきます。

公園整備の現況と今後の構想についてお伺いします。

町長は住みたいまちづくりを推進する公約として、道の駅、休養村、温泉、公園の再整備を掲げています。そこから今回はその中で公園に関してお伺いしたいと思います。

今年度の予算の中で、鶴沼公園におけるわんぱく広場で遊具施設整備が承認されました。鶴沼公園には多額の投資をかけた日本庭園があります。

旧浦臼駅前の交流センター建設計画の中においても公園と遊具施設の整備計画があります。浦臼神社境内隣地には広大ないこいの森公園があります。

それぞれ町民のあるいは町内に訪れた方々の癒やしの場として生かしたものとして維持管理、運営を求めるものであります。

そこで次の質問をさせていただきます。

一つ目として、旧晩生内小学校跡地を利用してのパークゴルフ場は借地管理となっておりますが、ミニパークゴルフ場公園として町の所有、運営管理下にすべきと考えますが町長の考えはいかがですか。

二つ目として、いこいの森公園の桜の管理で討伐した切り株が目立っており、残った桜も病気のために樹勢が弱っているという指摘がありますが、今後の管理計画はありますか。

晩生内では地区のその年の出生をお祝いして桜の記念植樹を行っています。

町の子育て応援事業の一つとして出生記念植樹を提言したいと思いますが、町長の考えはいかがですか。

3番目として、旧JR浦臼駅前開発の中でプラットホームを残す計画と伺っておりますが、その目的は何か。必要なしの声が多いように思います。

4番目として、鶴沼公園の日本庭園は現況のままリフォームの計画はないのか。また、併設する横のトイレはバリアフリー併設整備をするべきと考えるが町長の考えはいかがか。

5番目として、鶴沼公園内の施設を含めた一体化した管理運営を目指す将来に向けた構想があると伺っていますが、町長の考えはいかがなものか。以上、質問します。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

柴田議員の2点目、公園整備の現況と今後の構想についてお答えいたします。

1点目のミニパークゴルフ場としての町の所有、運営管理下にすべきではないかという質問につきましては、現在、町と晩生内ワークセンターを管理しております社会福祉法人豊寿会とにおいて土地の無償貸与契約がなされております。

開設に当たっては、地元老人クラブを中心とした有志の方々が造成整備を行い、町も協力いたしましてパークゴルフ場が完成いたしました。

維持管理につきましても、晩生内地区の住民の方々が行ってこられておりましたが、高齢化も進み管理が困難との申し出があり、現在は町が草刈りを実施し維持管理に努めております。

当面は現状の管理形態を継続してまいります。現在、法人と締結しております土地に関する10年間の賃貸借契約が令和5年度末で満了となりますので、改めて土地の取り扱いについて法人側と協議を進め、通路及び旧グラウンド部分を町の管理に戻す方向で検討してまいりたいと思っております。

2点目のいこいの森公園の桜の管理計画と出生記念植樹に関するご質問にお答えいたします。

いこいの森公園につきましては、平成11年に開基100年事業で整備され現在に至っておりますが、整備後の平成12年から15年度までは造園業者に年間500万円程度で管理業務委託をしておりました。

その後、行財政改革により予算は削減され、現在は鶴沼公園管理委託で春の枝拾いと、年、三、四回程度の草刈りを実施しているところでございます。

今後につきましては、当面は現状維持しながら、産業観光推進グランドデザインの計画全体の中で計画をしてまいりたいと思っております。

出生記念植樹についてはご提言を参考にさせていただきます。植樹場所につきましては、生育環境や管理、鑑賞の容易さなどを考慮して、浦臼駅周辺のエリアも候補として検討してまいりたいと思います。

3点目のプラットホームの保存につきましては、解説プレートの設置や駅名板を現状のまま残し、誰もが自由に入出入りすることのできる場とし、88年間にわたり運行しました、旧JR札沼線の鉄道遺産を目で見て触れることのできる形で、後世に残すことを目的とするものでございます。

現在、先行している増毛町や小樽市など事例を参考に進めてまいりたいと考えております。

次に4点目の鶴沼公園の日本庭園のリフォームと併設トイレのバリアフリー化、5点目の鶴沼公園内の施設を含めた一体化した管理運営についてお答えいたします。

産業観光推進グランドデザインは、道の駅、温泉施設及び鶴沼公園施設を一体的に整備する計画であり、現時点での構想では道の駅、温泉整備が先行し、その後、鶴沼公園・キャンプ施設のリニューアル工事を実施する予定となります。

日本庭園及びトイレの配置を含めた公園整備につきましては、公園エリアの基本設計時に再整備の方針を決定したいと考えています。

また、管理運営につきましても、今後の事業の進捗に応じ必要な管理運営体制を整え、最終的に鶴沼公園及びキャンプ施設も含めた一元的な管理体制としていきたいと現時点で考えているところでございます。

以上です。

○議長

再質問ございますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

質問の順番から、再質問に関して一つ一つお伺いしたいなと思っております。

1点目、晩生内のミニパークゴルフ場ということで、賃貸契約が来年の末で切れるということで前向きな返答をいただきましたので、今回、晩生内地区でJRの撤去が始まると

ということで、あそこにパークゴルフ場は、現在、豊寿会の登録なんだと思うんですけども、あの横のJRの跡地が今度町に返還されるということで、あそこを含めた中でやっってはどうかというものであります。

晩生内のコミュニティーセンターの横もちょっとした芝生もあって、そのあとにJRの場所があるものですから、その場所を含めてもし整備するのであれば、例えば小公園として癒やしの場を作っていたらいいのではないかなというのが希望であります。町長の考えをお伺いしたいと思います。

それから2番目のいこいの森の桜の関係で質問させていただいたんですけども、出生記念植樹ということで、ぜひ参考にさせていただきますという前向きな返答をいただいたものですから、ぜひ新しく生まれた子供たちを町でお祝いしているんだということで、積極的にやっていただきたいなと思っているんですが。

実は北海道でも桜の名所として松前城のあたりが有名なんですけれど、今、あその桜、結局皆さんが見て綺麗だなと思うのはやっぱりそれなりの管理をするからそういう状況になるんだと思うんですね。

今、あそこで桜の樹木医という方がいらっしゃる。松前町で。桜専門の樹木医の方なんですけれど、その方は空知振興局で働いて退職された方です。

その方と先日話す機会があったものですから、うちの町の桜ってどうですかということをお聞きしましたら、いこいの森公園も話題に出たんですけど、残念だねということで終わったのですね。

今、全国のソメイヨシノの桜がそうらしいんですけども、ソメイヨシノは樹齢約60年なんです。それぞれ長い桜の名所として歴史を作ってきているところ、あちこちありますけれども、それはやはり時代時代の行政なりボランティアの方々が後世に残そうという意思があって続けてこられたから今の名所ができているんだと思うんですね。

本町にあるいこいの森公園の桜はほとんど病気だそうです。

お伺いしましたら、てんぐ巢病といって、桜の木があった状況で枯れている枝が一本も咲かない、花芽がつかない枝があったときは、ほとんどてんぐ巢病です。これは即効の治療薬はないそうです。

これをどう管理していくといたら、それぞれの枝を全部切ってそこにペースト状の薬を塗る。治す方法はこれしかないそうです。

放っておくと結局全部の枝木に桜がその病気をして咲かなくなると。それで切り倒さなければいけない状況になるということだそうです。

私が森に行って、桜はもうちょっと終わっていた時期だったものですから、よくわからなかったんですけども、随分切り倒した木があるなということで、多分これも病気で無残な形の中でもう残しておく必要がないので切り倒したのだろうなと思いました。

ですから、ソメイヨシノがこの病気に弱いものですから、今、例えば新しい新種の桜に植え替えをしながら桜の名所を維持しているという、これは内地のものなんですけれど、そういう状況だそうですので、今回出生記念を言ったのは、こういう機会を作って子供たちにあなたの出生で桜を植えたんだよということにすれば、この子供たちが将来大人になったときに私の記念で植えた桜がこの浦臼町のあそこにあるんだよとなったら非常にいいじゃないですか、ということで提言をさせていただいたんです。

だから駅周辺のエリアももちろんいいんです。いいんですけれども、出生記念でやっているところがあったんですね。

例えば、三笠市はもう15年以上も前に20年ぐらい続けたのか、あそこは堤防地にずっと毎年出生記念で植えていった。

今、桜の記念で、砂川市でも滝川市でもロータリークラブとかが中心になってやっていますけれども、やはり毎年の継続が大事だと思うんですね。

だから、思い立って、はい、植えました、これではだめなのでやはり毎年の記念で植える、それで手入れをする、病気になったら専門家に聞いて簡単な処理ですのでやっていく、ぜひこういうことで続けていってもらいたいと思いますので。これ、答弁要らないな。

これ特にね、でもやる気あったら返事もらってもいいんだけど、町長どう思うか答弁お願いします。

例えば、ホームって結構無骨な物体としての遺産だと思うんです。それを残しますよということになったときに、自分もやっぱり、いや、残す意思あるそうですよと町内のいろんな方にお聞きしたわけですね。

そのときに要らなくないという返事が大半だったものですから、ぜひ町長に一考していただきたいなど。遺産として残すのに、もうちょっと何かプラットホームではなくて、例えば、何かメモリアル的なものでやるのであれば無骨なホームではなくて、何かもっといいものないですかというのが提案です。

それから4点目、5点目の鶴沼公園の関係のトイレのバリアフリー化なんですけれども、私もこれ今調べたら、今は多目的トイレと言わないそうなんです。去年から多目的トイレではなくて、バリアフリートイレと言うようにというのが通産局、そちら側の通達だと思いますから。今回バリアフリー化ということで表現させていただいたんですけれども、特に今まであそこで味覚まつりであったりそば祭りであったりイベントごとが多々あったときに、今、和式はすべて洋式に、女子トイレはなっているはずですよ。

男子トイレは、一つが和式で一つが洋式だと思うんです。ほぼ和式は入る人は、今いないと思うんですよ。

ある町に政務調査に行ったときに、以前ね、そこでやっぱり町が管理している小公園、あまり人もそれほど来ないんですけれども、小公園があってすばらしいトイレを用意してある。そこは車いすでもすぐ入れるようなトイレでした。

やっぱりその町は、町として来た人に温かみを感じてもらいたい、これだけ誰でも来てくださいという気持ちがそうやってあらわれている、本当に小さな公園なんですよ。なのにもうそのトイレだけはすごい立派なの。

その町は、町の至るところにベンチがあるという町なんですけれども、結局、散歩していてもすぐ休める。

だから、住民に寄り添った考え方を、公園の場合はぜひして欲しいと思います。

最後に、一元的な管理体制をしていきたいという現時点でお答えいただいているんですけれども、この一元的な管理についてももう少し詳しくお答えいただきたいと思います。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

それぞれ再質問いただきました。

まず1点目、JR跡地を含めた中で、すいません、ここ、ちょっと聞き取り切れなかったんですけど、晩生内のグラウンドの跡地にパークゴルフ場を改めて整備してほしいというご提案なのか、小公園という言い方もされましたので、公園的なものということでおっしゃられたのか、どちらかちょっと聞き取れなかったんですけど、そこだけよろしいですか。

はい、わかりましたけれど、お話ししましたとおり10年間の契約に基づきまして、今、現在は豊寿会の方にお貸ししているという状況が続いているところです。

そんな中で豊寿会さんの方も、これだけの広大な面積は管理できないというお話もありまして、現状は町の方で草刈りをさせていただいているというところにあるんですけど、その後2年ほど後の話になりますけれど、今この場ですぐ整備させていただきますというお答えはちょっとできないところです。

先ほどの全員協議会の中での話もありましたけれど、本当にこれから各市町村、財源的に本当に厳しい時代を迎えていくことになろうかと思えます。

今、予定している事業だけでも、かなり見直し等も必要になってくるかと思えますので、後ほどのいこいの森も含めまして、今すぐどうこうということにはお答えできかねますけれど、本来あるべき姿にすべきだという考え方は当然持っておりますし、少なくとも荒れたような形では残したくないという考え方を持っておりますので、今すぐお答えはできませんけれど、今後ともまた協議、相談させていただきたいと思っております。

2点目の記念植樹といいますか、いこいの森につきましては、今、申し上げたとおり平成15年を最後に経費をかけるのをやめてしまったという経過がありまして、もう既に20年近く経っております。

当時は本当に、経費削減が何よりも優先されるという考え方であったかと思えますけれど、それ以後も再開されることなく、今に至っているところでございます。

柴田議員がおっしゃられた方法が、全敷地に及ぶということに多分なろうかと思えますので、相当経費的にもかかってくる事業になるのではないかと考えております。

今現在、ランドデザインということで、どちらかというところと下側の再整備という方向性で動いているところはありますけれど、本来いこいの森も一体的な部分は当然あるかと思えますので、とりあえずは全体的な流れの中で検討をさせていただきたいとしか、今の段階では申し上げることができません。

3点目のプラットホームにつきましては、多分、いろいろなご意見があるかと思えます。先行している増毛町にしても小樽市にしてもそれ以外も上湧別町、何カ所か視察といいますか見てきていますけれど、特に多くの方がたむろするとかそういうことはどこもありません。

本当にたまに来られた方が、ふらっとそのあたりを散策するというような使われ方をされているのが大半かと思えますけれど、今の段階では私としては無骨というお言葉がありましたけれど、それが浦臼駅舎にそういう形で八十数年間にわたってあり続けたという証明でもありますので、今のところはあのままの形といいますか、もちろん多少手を加えなければならないと思っておりますけれど、プラットホームの一部と線路の一部という形で

残したいという考え方は、今でも変わらなく持っておりますので、そういう形での提案とさせていただきますと思います。

4点目のトイレのバリアフリーにつきましては、おっしゃるとおりだと思います。今の基準からいけば、多分、十分ではないというのは誰もが感じるころであろうかと思えますけれど、トイレだけの問題ではなくて、車いすである場所に行こうとすると周りが砂利なんですよ。それも踏み固められた土というのではなくて本当に細かな砂利が敷かれているような状況でもありますので、トイレだけではなくて、もう周辺から一体的に整備しないと、今の障害のある方が使いやすいトイレにはなかなかならないかと考えておりますので、これにつきましても少し時間のかかる話ではありますが、公園整備の中での対応とさせていただきますと考えています。

5番目、一元的な管理ですけれど、言葉はこういう言葉遣いしておりますけれど、道の駅、温泉、直売所等も含め、それが上の施設と考えておりますけれど、それに公園等の管理、今は企業体ですかね、共同建設という形での管理をお願いしておりますけれど、もう少し収益事業化して、ハード的な施設と一体的な公園管理、キャンプ場管理を一つの業者の方にお任せできるような形に最終的になればと考えているところでございます。

以上です。

○議長

再々質問ございますか。

ただいまから、昼食のため休憩といたします。

午後1時30分から再開いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時30分

○議長

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言順位5番、牧島良和議員。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

定例会に当たり3点について質問したいと思います。

まず町長にお尋ねいたします。

件名として「1%の農民が37%以上の自給率向上のために」と題しております。

先に各議員からもあったように、ホクレンは肥料の78%の値上げと大きく見出しで報道されました。

記事では、比較できる1980年以降の最大の値上げ幅とされています。

燃料費や資材価格も上昇する中で、農業経費への打撃は計り知れないとあります。

本町農業の一層の確立のため、国への肥料等資材高騰に何らかの支援要請をされたいがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

1点目のご質問でございますが、新聞報道にもありましたが、農林水産省は化学肥料の大幅値上げを受けて農家支援対策の検討に入り、燃料などの高騰分を補てんする現行の枠組みに肥料を追加する案や、補助金を支給する案を軸に検討するとされています。

静川議員のご質問にもお答えしましたとおり、市町村の対応可能なレベルをはるかに超え、食料生産、食料安保という国の根幹部分を揺るがす極めて深刻な問題と受け止めています。

町としても国の支援策を注視するとともに、他自治体や関係機関と共同して、農業者はもちろん、すべての国民が安心して納得できる強力で持続的な支援策を打ち出すよう強く要請してまいります。

○議長

再質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

ただいまご答弁いただいたことでありますが、静川議員に対しても、国及び道に対して現実的で実効性のある強力な支援体制を打ち出すように求めるとお答えをいただきました。

そこで、ややもすると、農民、それから自治体の皆さんが訴える内容が、道や国へ伝える段階で、案外乖離していることが多いと思っているんですね。

それで先般、4月4日に町の再生協議会、幹事会及び農業施策に係る勉強会を行いました。

その折に道からも、それから空知振興局からも多くの方が来て、我々議員も発しながら再生協議会の中での勉強会となりました。

そこでの問答のあれこれをちょっと皆さん方多く参加していましたからお聞きかと思うんですけども、やはりどうしても机上の議論になってしまって、なかなか具体的にどう伝えるかというところではない、乖離しているというのがままた見られると。

それで私が言ったのは、136万人の農民がいて、日本の国の食料の37%を生産しているんですよという言い方をして、我々、一生を通じて、もしくは一定の時間を農業者として生産現場で汗を流しているし、一生の仕事として誇りを持っているという訴えをさせていただきました。

そんなやりとりの中で道の関係者の方に私はこういうふうに言ったんですね。あなた方は農政課の関わりで、5年あるか10年あるか20年あるかもしれないけれども、その時間の中で最大限、北海道、そして現状を伝えていくお仕事としてぜひ頑張ってくださいという思いで発言をしたところです。

案外、乖離をしているという物の言い方の根本はと言いますと、あのときのやりとりで、今、新しく水活の制度が作られて、5年間の中で水張りをしないところは水田に認めないなどという、そういう機械的な物の考え方に現場は大変苦慮しているし、翻弄しているという話をしたところです。

その中で、今度の施策でほかの方から、あなたがこの政策の中で選ぶとしたら何を選びますかという問答のあれこれの中で、タマネギの生産に優位化する施策制度があるから、

これを真っ先乗っ取って、それで生産しますよと言ったんですが、やっぱり町長もその後言われていましたけれども、その立場におるときには5年、10年の時間でいいし、その仕事を目いっぱい私たちもやってもらいたい。

だけど、タマネギをそのときに生産するだけで、私たち農業者が50年、60年、生産の基盤とするにはほど遠いものなんですよ。やっぱりそここのところの理解の仕方がしみじみ違うなと思ったんですよね。

ですから、今回町長が、先のご答弁を借りますと、空知管内、役員、あるいは全体を通しての要請行動につなげていこうとしているんだけれども、浦臼町には浦臼町の現状、現実の中で農業生産をどうするか、全国136万人のうちの160戸、170戸の浦臼町の農業者の生産を維持していく。

こういう視点を赤裸々に上級機関に伝えていくと、そうぜひしていただきたいと思うんです。

言葉だけになりがちですが、そうでないところで浦臼町での山間地帯での生産、転作も含めた生産に寄与しているから本町があるし、空知もあるし、農業王国と言われる食料自給率200%の北海道の生産現場があるんだと伝えてほしいと思うんですね。

それは農民の考えでもありますけれども、先ほど私が言った行政職の方にあっても、浦臼町の農業を支えていると、今、新しく農政の部分についた方も、それから町の農業者を支えている教育現場の皆さんも、やっぱり総じてその時々のもてる与えられた職責の時間の中で仕事をしながら、1%の農民を支え、37%の食料自給率を生産しているんだよと。

そしてピンネ農協に一元集荷、あるいは一般消費者も通じて生産体制、消費流通を築いているという、やっぱり自分たちの仕事とも併せて、ぜひ訴えてほしいなと私は思うんです。

この肥料や原材料の高騰は、これまでも道新さんはたくさん書いて記事として載せてもらっています。

今日の道新では、景気後退が懸念されると、世界株安が連鎖しているんですよと書いて、外国為替の市場との関わりで書いていますが、町長にそこをどうせという話ではないんですが、情勢、状況として書いているのは135円、134円だと言っているけれども、まだまだその先わからないよと。

本日の12面では、多くがアメリカとの関係での日本の国債の証券を持っているわけで、それが世界的な中で日本が金融操作をしても最後に書いてありますけれども、介入を行った場合でも円安に歯止めがかかるのは未知数だとかう締めている、今日の新聞はね。

予想するところ、まだまだこの先わかりませんよというのが今の状況ですよ。

ですからそういう意味では、私は道の方が来られたときに浦臼町も多くの沢地帯があって、そこが水稻として作った時間もあるけれども、生産者の高齢や農家減少の中で今は転作をしていると。それを5年に1回というのは無茶な話だと言いましたけれども、そこら辺のわかりやすい訴えを、ぜひ空知の中でも協議をし、しっかりと携えて上京して事を発していただきたいと思うんです。

お答えいただいた、本当に強力な確実な抜本策は必要だと思います。

それでもう一つ、今日の道新の記事で共産党の紙智子議員への質問の項がありまして、そこではいろんな手立てをするけれども、価格保障と所得補償がしっかりと組み立てられ

ていく必要があると。

それで町長の答弁にも今回いただきました、食料安全保障、食料安保という言葉が書かれています。これも言葉だけでなくして紙さんも言っています。国が生産者を守ろうとする農政にしっかりと転換すること、そして食料安保というその形を、やっぱりまだまだ難しい課題だけれども、より確実なものに近づけていく、それは食料自給率を上げることであり、浦臼町にあっては確実に農業生産者や後継者が育っていく施策、町もそれぞれの職責の場所を通してしっかりと形作っていくことだと思っております。

私の思いばかり今述べましたけれども、そういう視点でぜひ訴えをしていただきたいと思います。そのことについて、再度お答えをいただければと思います。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

本当に食料といいますか、日本だけではなくて、本当にもう世界規模での今回の騒動と言ったら、ちょっと言い方が小さいですけど、事態に陥っているのが現状かと思っております。

食料安保という言葉をあえてここで使わせていただいたのは、今はまだ高いけれど手に入る、先ほどもちょっと話ありましたけれど、今年度から来年度の春までの分に向けては確保されてはいるけれど、その先が見えていないというのが現状だという話もありましたけれど、本当にロシア絡みの戦争ですとか、中国の国外に出さないという施策によって、今回肥料の原料が手に入らない、もう本当に奪い合いになっているという状況が今回の事態を招いていると聞いておりますけれど、本当にもう手に入らなくなったら本当にもう食料が作れない。37%という自給率もあつという間に下落してしまうという事態も、想定の中には入れておかなければならないのかなど、今回思っているところでございます。

ですから今回、国に対しての要望としては、8割から倍にもなろうとしている肥料に対する直接的な支援という意味での、まずは要請になろうかと思っておりますけれど、本来で言えば、来年以降の確保という方がより大きな問題になってくるのかとは思っています。

とりあえず、今回を乗り切らなければ、特に高齢の農家さんなどはこの先の営農継続について、不安に、もう既になっているかと思うんですけれど、それが今回の件がきっかけにもなりかねない状況になっているとも思いますし、とりあえずは、今回の高騰に対する支援とその先の肥料の確保、原料の確保につきましては、私がまだどういう形で要請活動を行うとかは決まっておられませんけれど、少なくとも空知の要望としてはもう少し大きな形での要請を行っていきたいと思っております。

あと、浦臼町個々のというのは、なかなか国に対して浦臼町はこうしていきたいという思いとしてはお話しできるかと思っておりますけれど、国としては多分もう少し大きな形での支援ですとか補助を検討されていくことになろうかと思っておりますので、どこまで個々の町の事情を酌み取っていただけるかどうかかわからないですけど、個々があって空知があって道があるということにもなりますので、少なくとも積み上げの段階では要請はさせていただきたいと思います。

○ 議 長

再々質問ございますか。

次、2番目、お願いいたします。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

2点目であります。町長にお伺いいたします。

「執行方針での見守り体制の充実とはどうされるのか」と表題としております。

令和4年度の執行方針では、4、温かな住民生活の推進（医療保健介護）で「地域包括支援センターを中心に関係機関団体や医療機関と連携し、見守り体制を充実し」とあります。

第8期空知中部広域連合介護保険事業計画では、75ページ、4で地域包括支援センター役割が記述されています。

そこで質問ですが、見守り体制の充実とはどのように進めるのか。

また町は「当面単独チームにより事業推進」とありますが、こうすることの意味は何なのかお尋ねをいたします。

私はこうした高齢化社会の中にあって、全体として町が職員を増やして各家庭、個人との電話または面談を通して、個々の問題吸収と課題対処にすべきと考えておりますがいかがでしょうか。

○議長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

まず、第8期空知中部広域連合介護保険計画に記載の、「浦臼町は当面単独チームにより事業を推進する」ことについてお答えいたします。

認知症初期集中支援チームは、国が平成27年1月に策定した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の中で平成30年度までに全国の市町村に設置することとされたもので、空知中部広域連合構成全市町でのチーム設立を目指したものの難航したことから、町独自で精神科医をサポート医として確保し、平成29年1月に連合に先立って、町単独で設置するに至りました。

連合は、平成29年度に入ってから設立と出遅れたことから、現在に至っております。

単独設置のメリットは、ゆうゆう健診で軽度認知障害と判定された方の支援や介護予防事業、高齢者に限らず精神等のケースで気になる方の相談など住民全体を支援する形で稼働できること、合同チームのコーディネーターを介さずに、町の社会資源や地域特性を熟知している医師と支援方法を検討し、スピーディーに展開できること、サポート医の時間のあるときには、医療に結びつかないケースの個別訪問対応を実施することなど、町独自の認知症対策体系のもと、保健事業や介護予防事業、地域づくりを視野に入れた施策の展開ができること等でございます。デメリットはございません。

次に、執行方針で述べた高齢者福祉分野の「見守り体制の充実」については、町地域包括支援センターでは、サービスを利用していないひとり暮らしや高齢者のみの世帯への訪問を継続実施し、状況の確認を行うほか、地域の困りごとや不足しているサービスなどについて、緊急通報装置設置世帯への点検訪問や既存の保健福祉事業、平成30年度からひ

とり暮らし高齢者見守りネットワーク事業により協力いただいている各事業者からの情報提供も含め、生活支援コーディネーターと協力連携しながら、高齢者のニーズに即した施策の検討を中長期的な視点で進めてまいります。

また、健診時のうつスクリーニングや睡眠アンケートにより継続的な支援が必要と判断した方には、地区担当保健師が訪問し、その後の対応について係内にとどまらず、個別ケース検討会議や認知症初期集中チーム員会議で検討し、家族を含めた支援のあり方を関係機関、関係職種と連携をとり、きめ細かな訪問やサービス提供により課題に対処しているところでございます。

以上です。

○議 長

再質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

まず全体としてこのことで私も上げたのは、今回の質問何にしようかなと思いながら自分自身でも咀嚼し切れなかったところがあったので、今年度の方針とそれから介護保険の冊子等にらみながら疑問に思ったところを率直に書いたところ。

お答えいただいた部分では、時間的な流れからも書いてありますので、すごくわかりやすいし、全体として理解をするところでもあります。

それで介護保険の全体通してお1人でいたり、ここでいう高齢者は65歳と理解しているのかなと思うんですが、やはり相談できないで漏れるような方がいはいないのかなと、そこのところが気になったところです。

それから若くして精神障害等で困っているというのがありはしないのかな、そうしたところがどんな捉え方、どんな情報からと考えたんですね。漏れている人はいないのだろうか。

それで、お答えをいただいた中で理解するところなんですけど、今ひとり暮らしや高齢者というのは65歳ですよという、その確認と、それからひとり暮らし、高齢者見守りネットワーク事業に協力をいただいている各事業者さん、ここでいえば新聞だとか、配達だとか、ヤクルトだとかそういうところかなと思うんですけども、そこのところをちょっと再度確認するようで申しわけないですけども、何件あって、年間どのくらいのそういう方からの情報が寄せられるのでしょうかということです。

介護保険制度は40歳からの領域にもなるわけですが、その中で全体的な情報収集が100%ですかというところで、いや、そうなんですということであればそれで結構ですし、まだそこになっていないとなれば、それような見守り体制というのは、やっぱりまた充実していかなければならないのかなと思うので、今の点でお尋ねをします。

それから高齢者、それから単身者を含めてお伺いするときの体制ですが、これ複数で行っているのだろうか、どうだろうかと思っておりますので、今3点ですか、その点についてちょっとお答えをいただければと思います。

総じて、そうしたところから、本町1,700人からの中で、今40%、これから20年の中で60%からなるろうとする高齢者全体を、行政が責任を持ってやっぱり日常生活をサポートしていくと本当に大変なことだと思うんですけども、うちの町だからこそ

できる今の体制だと思うし、見守り体制も全体として事業として動いていくのだと思うんですね。

ですからそこを、私の後段に質問した、人を増やして、でも今のところは必要ない中で100%見れていればそれで結構ですし、やっぱりそれのような専門力量もここに必要なんだというお考えもあれば、そこもお尋ねし、お聞きできればと思います。

○議 長

答弁お願いできますか。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

まず、ひとり暮らし高齢者見守りネットワーク事業の件についてお答えいたします。

この事業につきましては、現在締結している業者さんが9です。

詳細申し上げますと、道新砂場販売所さん、生協コープさっぽろ、郵便局の3局と札幌中央郵便局、浦臼宗教会、北門信用金庫浦臼支店、ダスキン滝川、ピンネ農協、岩見沢ヤクルト、ビジコー浦臼営業所の9事業者になってございます。

実績につきましては、令和元年度に郵便局から1件、昨年度、ヤクルトと郵便局から2件、現在進行形ですが、今年度既に郵便局から2件という状況で細かく情報はいただいているところでございます。

訪問体制につきましては、主に包括支援センターの社会福祉士、保健師、介護福祉士が、そのケースによって単独で行く場合とペアで行く場合がございます。

その方や家族構成によってパターンを変えているという状況もございますし、保健指導係、子育て支援係の方にも保健師がいますので、その3名、4名とも訪問入る中で気がついたことがあれば、随時包括支援センターの方とも共有しながら、または、社会福祉協議会の方にも生活支援事業ということで委託している事業もございますので、その中で得られた情報、気になることがございましたら、またそれも課の中で共有するという部分では、この方にどのように支援していくかということにつきましては、課だけで収まらないということもございますので、個別支援検討会議というものを月に1回開催してございますが、その中にはケアマネージャーさんですとか、社会福祉協議会、それからデイサービスの職員ですとか、民生委員さんも入っていらっしゃいますので、その方々で支援方法等を協議しているところでございますし、その個別ケース検討会議の中でも、それぞれの立場の業務の中で気がついた方がいらっしゃいませんかということをお伺いして、その中でどのようにアプローチしていくか、またどの方がしていけばいいのかということまで詳しく検討して支援するということになっております。

あとは、若く精神障害の方で困っている方はいないのかというご発言ございましたけれども、それに関しては、非常にもう10年ぐらい前になりますでしょうか、見守り隊の講演会を何回もさせていただき、議員の方々にも出席していただきましたけれども、その中で気にしていただいている方が各町内にいらっしゃいます。

その方々を通してでも、ちょっと気になる方がいらっしゃいますということで情報を寄せられるということが多々ありますので、そういう場合はまた保健師なりがまた違う視点でもって、その方に聞きましたとは入って行きません。

気になるのでということでは行けないので、違う形でお話しさせていただいて、お困り

ごとはないですかという形での支援を、現在とらせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長

再々質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

そうしたことの中で、私、後段ちょっとお聞きしたんだけど、漏れの部分といえば漏れの部分なんだけど、町民に対してほぼ網羅した形で目配りはできているという視点でとらえてよろしいんですね。

○議長

答弁をお願いします。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

ほぼほぼ網羅しているのではないかと考えているところでございますが、どうしても若い世代、協会健保の方ですとか保健師となかなか接点を得られない現役世代の方々に関しましては、把握がちょっと難しいなという部分も正直言ってございますので、その辺は地域の方々の声を大切にしながらやっているということと、あとは社会福祉協議会の方に委託している事業の中で、生活支援体制整備事業というものがございまして、その中の生活支援コーディネーターさんをお願いしていますけれども、各世帯等に聞き取り調査というか訪問ですとか電話等で、何か心配なこと困っていることはございませんかということを確認していただいているということがございますので、そういう部分で補てんしていけたらいいかなとは思っているところでございます。

以上です。

○議長

それでは、3点目の質問でお願いします。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

日常の中での活動の全体が見えたことでよかったと思っております。

次に3点目、教育長にお尋ねをいたします。

「小中学校での補助教材費の保護者負担の軽減を求める」と題しております。

小中学校では、補助教材費、テスト、ドリル、図工教材、理科教材等として年間数千円からの負担があると思います。本町ではどのくらいになりますか。

子供の貧困対策という観点で、補助教材の購入費用の補助をし、保護者の経済的負担軽減を図ることが必要ではないかと思っておりますので、お尋ねをいたします。

○議長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

牧島議員のご質問にお答えをいたします。

令和4年度小中学校の1人当たりの年間教材費につきましては、小学校1年生6,840円、2年生5,240円、3年生7,260円、4年生7,660円、5年生8,380円、6年生1万550円、中学1年生6,449円、2年生9,610円、3年生9,185円となっております。

そのうち小学校では主要5教科のテスト1人当たり1,2年生2,040円、3年生3,360円、4年生4,380円、5年生4,380円、6年生4,920円、およそ40%の補助を行っており、中学校では主要5教科の学力検査に係る経費1人当たり1,750円、およそ20%の補助を行い負担軽減を図っております。

また、就学援助制度におきましても、学用品費として、小学校では1人当たり1万1,630円、中学生では2万2,730円を対象となる児童生徒には扶助し、援助を必要とする時期に速やかな支給が行われるよう入学前支給につきましても実施しているところでございます。

令和3年度からはGIGAスクール構想により1人1台タブレットとなり、電子ドリルアプリケーションの導入などを促進しているところであり、現時点では紙ドリルとの併用となっておりますが、今後は紙ドリルの削減を図るなど教材費の圧縮に努め、さらなる負担軽減を図ってまいります。

現在、学校給食費の無償化、Wi-Fiルーターの無償貸与、部活動への補助、福祉バス利用による交通費の間接的な補助、英検、漢検、数検の検定料助成、高校生への通学費助成、タブレット等の学習端末購入助成などを行っておりますが、今後も保護者の経済的負担軽減策について、町長部局と連携を図りながら検討してまいります。

以上でございます。

○ 議 長

それでは、再質問ございますか。

牧島議員。

○ 7 番（牧島良和君）

私、この質問書くときに、まだその補助の体制というのが、正直言って知らなかったんです。

ですからこれも議員同士で話しているときに、いやこういう教材費等についての負担かなり大きいと。そういう中で、うちの町ってどうなんだろうなと思いながらせっぱ詰まって質問を起こしたので、ぜひ教育長とも議論したいなという思いもあってこの質問を起こして、それで結果、今言われたような補助に4割ないし中学校で2割ということの中身になっているようです。

全然していなければといたらおかしいですけど、なければそれをより強くとも思いましたが、今このお答えを聞きながら、再質問として起こしたいのは、これは私も、生活保護とかそういうのは案外データで出ているから見ればわかると。

これについても、近間の親御さんに聞けばわかった話といえばわかった話なんですけれども、内容的に整理されてお答えいただいたのですごくわかりやすいと思っています。

それで、空知管内、北海道の段階でこうした支援策をとっているというのは大多数なんではないかな。

例えば、空知段階でいうと半分ですよとか、近隣ではこことここはやっていますとか、

もし今持ち合わせであればお聞きしたいと思うのと、あと今いろんな前段冒頭から値上げの話があります。年中をもって値上がりの形も見えてくれば、またそれのような総額の引き上げもありますけれども、そこら辺はペーパーレスでの対応も含めてということですが、これが年中をもって引き上がっていったときに、その補助額の割合、それからどう考えるのか、より親御さんの負担を少なくする方向で考えていただきたいと思いますし、今の小学校、中学校でのこの支援の2割、4割といえ、何か基準があってそういう数字がはじき出されているのでしょうか。

以上の点について、再度お尋ねをしたいと思います。

○ 議 長

河本教育長。

○ 教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問についてお答えいたしたいと思います。

まず、近隣の状況等につきましては、ちょっと今現在把握しておりませんので、何か機会がありましたら資料、情報提供をしたいと思います。

ただ、実際の現場の教職員等の話を聞きますと、この部分についても、浦臼町が比較的手厚い方だということで情報は得ておりますけれども、さらなる軽減をということを求められてもいる状況ではあります。

それから、これに至った経緯ということでございますけれども、全体の中でドリルであるとかテストであるとかあるいは美術だとか工作に使う教材ですね、原材料等々あると思うんですけど、その部分のテストの部分を負担するとした結果、このような、中学校については2割、小学校については4割と現状はそうっております。

答弁でも申し上げましたけれども、今現在1人1台タブレットの中にドリルソフトを町費で入れておりますので、今現在両方併用している状態なんですね、紙のドリルとタブレットに入っているドリル。

もう2年目になりますので、ちょっとそこら辺を精査していただいて、紙のドリルが不要な部分は逆にタブレットに入っているの、親に買ってもらうなくてもいいのではないかとこの部分を、ちょっと検証して、負担軽減をしたいと思っております。

○ 議 長

それでは、再々質問ございますか。

はい、ありがとうございます。

○ 議 長

それでは、発言順位6番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○ 2番（野崎敬恭君）

令和4年第2回定例会において、議長より発言のお許しをいただきましたので、町長に「商工事業者の不安と今後の町のあり方について」と題して質問いたします。

4月に議会と商工事業者との懇話会を開きましたが、その中において、商工事業者の将来への不安、一次産業である農業の将来など、浦臼町において不安要素の強いと思われるものについて町長に質問いたします。

町長は昨年、にんにく部会に対し、産品奨励として種子購入資金を助成し奨励いたしま

した。

十勝圏、オホーツク圏もにんにくに力を入れようとしている中において、農業の多様化の一端として、対応の早さはよきものと受けとめております。

今回の町長の決断の早さは一次産品である水稲にも負けないものとして、特に新規就農者の力を借り、農産物のすそ野拡大のために園芸、畜産に多様な施策を広げ、農家戸数の拡大に努めていただきたい。

それにより、人口減少率の縮小を図り、さらには農家を目指す新規就農者を拡大させることになるものと信じているものです。

商工業者にとって、現在の人口での維持、継続、後継者育成などは大変厳しいものでございます。

今後、世界的な気候変動と人口爆発を見ても、食料の増産多様化が当然必要と思われま

す。浦臼町が農産業の振興整備を進め、新規就農者を温かく受け入れ、町内人口の維持拡大を図ることが商工業者にとっては一番の助成であります。

今のままで5年、10年後の姿は想像できるでしょうか。我が町においてはこれ以上の人口減少は許されぬこととの思いで、町長にはどのような対応策があるのかお聞きしたいと思っております。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

野崎議員のご質問にお答えいたします。

議員のご質問にありますとおり、本町は人口の減少が続き、地域住民を主な顧客とする商工事業者の皆さんにとって、経営を継続する上で、また投資を考える上で最大の不安要素であり、懇話会の席でも率直な意見が多数出されたものと思っております。

日本は2008年をピークに人口減少に転じ、少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少、都市と地方との格差拡大などさまざまな問題が生じ、その影響はまず地方の自治体に大きな弊害となって現れているのが現状と認識しております。

かつては、どの自治体においても大口の企業誘致が人口対策の切り札とされてきましたが、雇用と居住に対する意識の変化や労働力確保の面で、小規模な自治体にとって、定住対策としては非常に厳しい状況にあります。

議員はご質問の中で、にんにくの作付奨励策に対しご支持いただいておりますが、高収益作物への取り組みが求められる現状において、農業者の所得向上と持続可能な農業推進のための支援事業を、本年4月から開始いたしました。

これにより作付者数が昨年度より9軒増え、今後の作付拡大、産地化に大いに期待するものでありますし、これを契機として本町独自の新規就農者の営農モデル作成や指導者の育成、支援制度の整備など、受け入れ体制を整えてまいりたいと思っております。

農業分野におけるこの支援策が目指すものは、地域と密着した就業機会、場の提供であり、職住一体を基本として、一度に多くの人数は難しくても、確実な定住につながるよう取り組んでまいりたいと思っております。

同様の考え方で、古民家を含む空き家を活用した商業利用を前提とする対象家屋の調査、新たな支援策や情報提供、誘致の方策について検討してまいりたいと考えております。

また、今後推進していく産業観光推進グランドデザイン関連事業においても一定の雇用を見込んでおります。そのことから、今後不足することのないよう余力を持った住宅の整備、確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○ 議 長

それでは、再質問ございますか。

野崎議員。

○ 2 番（野崎敬恭君）

先ほども述べましたが、町長も頭の痛い話だと思いますが、この問題は過去古くから議員各位、町に対しても要請している問題であろうと思います。

それまで手を打てなかった行政は、今こそ知恵を出さなければならないのではないのかな、そのように思っております。

また近隣の町村では、3年連続で社会減少を抑えている、そういう町もあります。

さらにメディアを使い、町の情報の発信や定住促進、交流人口の増加など、食欲と言えるほどの動きは他町村では見られておるところもございます。

耕作面積の狭い浦臼町で、農業の大型化、一次産業の水稲だけでも町の人口を維持することや農業戸数は増えないと思います。

常に、住民、農家戸数の減少をなくし補っていくシステムを構築することが、多少でも町に託された自治権を最大限活用するなど必要なことではないかな、そのように思っております。

現在、それから役場職員においても、民間から中途採用が進み、一定程度民間の手法を持った職員も入ってきております。

そういう職員の力を借り、危機突破戦略室など、一定程度、町長部局など推進室などを作ったりして、それで検討していくのも必要なことではないでしょうか。

町のあり方として、高齢農業経営者、後継者のいない営農者の代わりになり得る後継システムの構築も必要ではないでしょうか。

商工事業者、新規事業者、事業後継者などにとっては、今の人口では、先ほども述べたように大変不安であります。

そのようなことから町長、答弁お願いいたします。

○ 議 長

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

議員おっしゃるとおり本当に古くて新しいといえますか、人口減少自体はもう数十年前から始まっていたわけで、それがあって現状に至るところでございます。

私、隣町とお話したときもそうだったんですけど、働くところがなければ人は住まないというのが、かつて今も多分間違いではないのでしょうかけれど、浦臼町は、今現在でも、ちょっと古いデータなんですけれど、200名以上の方が町外から働きに通われているというのが現状です。

その方々がこの地域に居を構えていただければ、本当に大きな人口減少対策になるわけですが、当然それぞれの事情があっての話ですけれど、現在はそういう状況になっていない。その方の一部でも住んでいただけるような施策がとればというの、かつて実際に実行したことがあったんですけれど結果的には長続きしなかったというのをごまします。

ですから今回の答弁でもお答えしましたけれど、本当に職と住居が一体となるような密着したような形でなければ、なかなか定住には至ってくれないというのが現状でもありますので、農業であり商業であって、そのいずれも地域と密着して地域と関わりを持って暮らして商売を営んでいただければという、少し本当に時間のかかる話ではありますが、そのスタートといたしますか、今回の農業につきましてはそういう意味合いも含めて、なるべく早くスタートを切った状況にあります。

あと新十津川町さんでいえばにんにくですとか、上砂川町さんでいえばチーズとか、本当に人口という意味で考えれば大きなものではありませんけれど、町の賑わいといたしますか活気といたしますかそういう意味では、本当にああいう形のものをぜひ我が町にもという思いはあります。

そういう意味でも古民家等を使って、新たな事業を起こしていただければという意味も込めまして、それらにちょっと特化したような支援策等も含めまして考えていきたいと考えているところです。

○ 議 長

再々質問ございますか。

野崎議員。

○ 2 番（野崎敬恭君）

今、我が町に町外から働きに来ている方が200名に及ぶという話でございました。

やっぱり、まずそういうところから細かい施策を打ちながらいかに我が町に引き込むか、そのようなことから考えてみたり、水稲にしてもこれからなかなか大変な時代になってくるので、大きいだけがいいというのではなくて、成功事例として、今、畜産で日高町に行った方もいます。

あの人はここから日高町に行ったわけですが、失敗して行ったわけではないんですね。ここで成功の自信をつけて、向こうの方に向かわれたということで、別に大きいだけではなくて小さくてもそういう農業戸数を増やすとか、そういうことが必要ではないのかな、そのように思っています。

今が将来に向けての試金石になろうという思いで町長には頑張っていただきたいと思えます。

以上です。答弁は要りません。ありがとうございます。

○ 議 長

これをもって、一般質問を終わります。

ただいまから、休憩といたします。

2時35分から再開といたします。

休憩 午後 2時26分

○議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第6 報告第3号

○議長

日程第6、報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

議案書の4ページをお開きください。

報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和3年度浦臼町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月15日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、地方自治法施行令の規定により5月31日までに繰越計算書を調製いたしましたので、今回その内容をご報告させていただくものでございます。

次のページをお開きください。

令和3年度一般会計に係る繰越明許費繰越計算書でございます。

まずはじめに、2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号システム整備事業といたしまして、金額320万円、翌年度繰越額は同額の320万円でございます。転入転出ワンストップ化に係るシステム改修事業でございます。

財源内訳につきましては、国庫支出金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金といたしまして273万3,000円、一般財源46万7,000円でございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等給付事業といたしまして、金額2,635万2,000円、翌年度繰越額は200万円でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対し、1世帯10万円を給付する事業でございます。

財源内訳につきましては、国庫支出金、住民税非課税世帯等給付事業費補助金といたしまして、同額の200万円でございます。

以上、2事業につきましては、令和3年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）におきまして、繰越明許費の補正の議決をいただきました事業でございます。

続きまして、7款土木費、3項住宅費、事業名、社会資本整備総合交付金事業といたしまして、金額3億665万6,000円、翌年度繰越額は2億7,940万円でございます。公営住宅ひばり団地建替事業でございます。

財源内訳につきましては、国庫支出金、社会資本整備総合交付金といたしまして1億2,740万円、その他公共施設建設基金繰入金といたしまして1億円、一般財源5,200万円でございます。

次に、9款教育費、1項教育総務費、事業名、学校保健特別対策事業といたしまして、金額220万円、翌年度繰越額は同額の220万円でございます。町立学校における新型コロナウイルス感染症対策等支援事業でございます。

財源内訳につきましては、国庫支出金、学校保健特別対策事業費補助金といたしまして90万円、一般財源130万円でございます。

以上、2事業につきましては、令和3年度浦臼町一般会計補正予算（第9号）におきまして、繰越明許費の補正の議決をいただきました事業でございます。

翌年度繰越額合計につきましては2億8,680万円でございます。

以上が、報告第3号の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告については報告済みといたします。

◎日程第7 報告第4号

○議 長

日程第7、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和3年度浦臼町下水道事業会計補正予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和4年6月15日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案の理由につきましては、地方公営企業法の定めるところにより繰越計算書を調製しましたので、今回その内容を報告するものでございます。

次のページをお開きください。

令和3年度浦臼町下水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、石狩川流域下水道事業、予算計上額120万1,000円、支払義務発生額57万7,000円、翌年度繰越額62万4,000円でございます。

翌年度繰越額62万4,000円の財源内訳は、企業債が60万円、当年度分損益勘定留保資金2万4,000円でございます。

内容につきましては、奈井江浄化センター中央監視設備更新工事において、入札で不落が生じ、設計内容の見直しに不測の時間の要したことから、工事着手の遅れにより年度内に事業を完成することができないことが理由でございます。

以上が、報告第4号の内容説明です。よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告については報告済みといたします。

◎日程第8 報告第5号

○議 長

日程第8、報告第5号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

議案書の8ページをお開きください。

報告第5号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により浦臼町土地開発公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和4年6月15日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案の理由につきましては、地方自治法の規定により、浦臼町土地開発公社に係る令和3年度事業報告及び決算報告、並びに令和4年度事業計画及び事業予算に関する書類を作成し、今回その内容を報告させていただくものでございます。

本報告案件につきましては、報告書として配付させていただいておりますことから、要点についてのみのご説明とさせていただきます。

はじめに、令和3年度の事業及び決算状況をご説明申し上げます。別冊令和3年度事業報告書及び収入支出決算書の2ページをお開きください。

当年度の事業につきましては、平成28年度より分譲を開始いたしました旧田宮団地分譲事業のうち、1区画の分譲契約が成立したものでございます。

また、浦5分譲地事業につきましては、旧田宮団地分譲事業の販売状況や町内動向を勘案し、計画を進めております。

次に、理事会の開催状況でございますが、当年度につきましては2回の開催となっております。内容につきましては報告書記載のとおりでございますので、ご高覧いただきたいと思います。

続きまして、決算状況をご説明いたしますので、次のページをお開きください。

浦臼町土地開発公社決算報告の（1）決算運用書をご覧ください。

収入決算額につきましては、前年度繰越金、旧田宮団地分譲地分譲契約成立に係る完成土地売却収入、受取利息を合わせまして、936万1,417円でございます。

次のページをお開きください。

支出の執行額につきましては、旧田宮団地分譲地内道路整備に係る土地造成費、人件費及び経費を合わせました一般管理費と繰越金を合わせまして、収入決算額と同額の936万1,417円でございます。

詳細につきましては、次ページ以降の損益計算書、貸借対照表、財産目録、出資金明細表、キャッシュ・フロー計算書をご高覧いただきたいと思います。

続きまして、令和4年度事業計画及び収入支出決算についてご説明申し上げます。別冊令和4年度事業計画書及び収入支出予算書の3ページをお開きください。

令和4年度の事業計画につきましては、(1)分譲事業計画といたしまして、浦5分譲事業に係る用地測量等を計画してございます。金額並びに分譲地の概要につきましては記載のとおりでございますので、ご高覧いただきたいと思います。

5ページをお開きください。

令和4年度収入支出予算資金計画書の収入につきましては、前年度繰越金及び事業外収入を合わせまして、合計193万2,000円を計上してございます。

次のページをお開きください。

支出につきましては、事業費及び公社の運営経費であります一般管理費のほか、予備費、繰越金を合わせまして、収入と同額の193万2,000円を計上してございます。

人件費並びに経費明細書につきましては、7ページに記載のとおりとなっておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

以上、概要をご説明申し上げまして、浦臼町土地開発公社の経営状況のご報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第5号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告については報告済みといたします。

◎日程第9 議案第20号

○議 長

日程第9、議案第20号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

○総務課主幹(早坂隆広君)

議案第20号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算(第1号)。

令和4年度浦臼町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,755万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,755万9,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月15日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。8ページをお開きください。主なものについてご説明申し上げます。

2款総務費、1項1目一般管理費、補正額15万5,000円の追加でございます。17節備品購入費におきまして、行政センターなどの消火器13本を更新することに伴う計上でございます。

2目財政管理費、補正額7万6,000円の追加でございます。12節委託料におきまして、財務会計システムに係るデータセンター使用料の増加に伴う追加計上でございます。

5目公共施設管理費、補正額21万9,000円の追加でございます。11節役務費におきまして、鶴沼改善センター、ふれあいの家、晩生内地区コミュニティーセンターの3集会施設における光回線の使用に伴う追加計上でございます。

3款民生費、1項7目住民税非課税世帯等給付事業費、補正額414万7,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々の生活や暮らしを支援するため、これまでに本給付金を支給されていない令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯等に対しまして、1世帯当たり10万円を給付するものであります。財源につきましては、住民税非課税世帯等給付事業費補助金を活用するものであります。

2項1目児童福祉総務費、補正額322万7,000円の追加でございます。12節委託料におきまして、本町における待機児童が他の市町村の保育所などに入所したことに伴いまして、広域保育に係る委託料を追加計上するものでございます。

5目児童福祉施設費、補正額124万9,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、町内の認定こども園に勤務する職員の処遇改善に係る助成金を計上するものであります。財源につきましては、保育士等処遇改善臨時特例交付金を活用するものでございます。

7目子育て世帯臨時特別給付金事業費、補正額61万2,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面する令和4年度の住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対し、児童1人当たり6万円を給付するものであります。財源につきましては、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金を活用するものであります。

10ページをお開きください。

4款衛生費、1項2目予防費、補正額314万1,000円の追加でございます。4回目となります新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保するための経費並びにワクチン接種業務を委託する医療機関に対する経費を計上するものでございます。財源につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を活用いたします。

5款農林水産業費、1項5目農業振興費、補正額52万円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、にんにく振興事業やスマート農業等の普及促進、浦臼町の農畜産物のPR事業などの事業活動を行う営農対策協議会への補助金を計上するも

のでございます。

8目水利施設管理費、補正額1,100万円の追加でございます。10節需用費におきまして、燃料費高騰の影響により第1揚水機場における電気料の予算が不足することが見込まれることにより追加計上するものでございます。

6款商工費、1項1目商工振興費、補正額924万1,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、令和4年第1回浦臼町議会定例会におきまして議決賜りました、令和4年度浦臼町一般会計予算により計上させていただいております、町内消費活性化事業補助金を追加計上するものでございます。事業の内容につきましては、1世帯当たり飲食券5,000円、商品券5,000円の合計1万円相当を配付する事業を2回実施する予定でございましたが、そのうちの1回を原油価格物価高騰対策といたしまして、町民1人当たり飲食券2,000円、商品券8,000円の合計1万円相当を配付する事業に変更するものでございます。なお本事業につきましては、今年度において当町に配分される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業として実施計画への登載を予定しておりますが、財源となる臨時交付金につきましては、国による実施計画の承認後に補正対応とすることとし、当補正予算案におきましては一般財源による予算計上としているものでございます。

8款消防費、1項4目排水機場管理費、補正額43万円の追加でございます。10節需用費におきまして、低圧開閉器の交換等に要する経費を追加計上するものでございます。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理教育振興費、補正額24万5,000円の追加でございます。10節需用費におきまして、屋内消火栓設備備品交換に要する経費を追加計上するものでございます。17節備品購入費におきましては、教材備品といたしまして、直流電流系の購入に伴う追加計上でございます。財源につきましては、理科教育施設整備費等補助金を活用するものでございます。

3項中学校費、1目学校管理教育振興費、補正額15万9,000円の追加でございます。17節備品購入費におきまして、教材備品といたしまして力学台車用アルミ実験台の購入に伴う追加計上でございます。財源につきましては、理科教育施設整備費等補助金を活用するものでございます。

12ページをお開きください。

4項2目郷土史料館費、補正額251万9,000円の追加でございます。14節工事請負費におきまして、冷房設備2機及び換気設備の設置に要する経費を計上するものでございます。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業として実施計画への登載を予定しており、財源となる臨時交付金につきましては、国による実施計画の承認後に補正対応とすることとし、当補正予算案におきましては一般財源による予算計上としているものでございます。

歳出合計3,755万9,000円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金、補正額247万8,000円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金といたしまして、医療機関等に支出する接種委託料部分に対する負担金となっております。

2 項 2 目民生費国庫補助金、補正額 5 9 9 万 5 , 0 0 0 円の追加でございます。1 節社会福祉費補助金及び 2 節児童福祉費補助金におきましては、それぞれ本補正予算案の歳出において計上してございます住民税非課税世帯等給付金、子育て世帯臨時特別給付金、保育士等処遇改善賃金助成金に係る補助金でございます。

3 目衛生費国庫補助金、補正額 6 6 万 1 , 0 0 0 円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金といたしまして、ワクチン接種の実施に要する市町村事務費に対する補助金でございます。

2 1 款繰入金、1 項 1 目基本財産繰入金、補正額 2 , 8 0 8 万 4 , 0 0 0 円の追加でございます。財政調整に伴い財政調整基金からの繰り入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同額の 3 , 7 5 5 万 9 , 0 0 0 円の追加となっております。

以上が、議案第 2 0 号 令和 4 年度浦臼町一般会計補正予算（第 1 号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 議 長

これより、歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

柴田議員。

○ 3 番（柴田典男君）

国庫補助金の中で、保育士等処遇改善臨時特例交付金というのが来ていて、同額で歳出しているんですけども、この処遇改善の内容をお聞きしたいんですけど。

今までどのようなもので、どのように改善するためにこのような交付金が来たのか。

○ 議 長

齊藤課長。

○ 福祉課長（齊藤淑恵君）

柴田議員の質問にお答えいたします。

この助成金につきましては、保育士、幼稚園教諭等に対する 3 % 程度月額 9 , 0 0 0 円の処遇改善ということで、保育士や幼稚園教諭を対象に令和 4 年 2 月から実施するというもので、収入を引き上げるための措置ということで、対象者は保育所や幼稚園に勤める職員ということになってございます。

以上です。

○ 議 長

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○ 議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○ 議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 2 0 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第20号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第21号

○議 長

日程第10、議案第21号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹(國田幹夫君)

議案第21号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ50万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,760万5,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月15日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳出よりご説明をいたしますので、8ページをお開きください。

なお、今回の補正につきましては、人事異動に伴い職員の人件費を追加するものでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費50万5,000円の追加でございます。

歳出合計50万5,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。6ページをお開きください。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金50万5,000円の追加でございます。

歳入合計、歳出と同じ50万5,000円の追加でございます。

以上が、議案第21号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第21号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第22号

○議 長

日程第11、議案第22号 浦臼町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○住民課長(中田帯刀君)

議案書の9ページをお開きください。

議案第22号 浦臼町税条例等の一部を改正する条例について。

浦臼町税条例等の一部を次のように改正する。

令和4年6月15日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第133号)及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年総務省令第27号)の公布に伴い、本条例等の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、参考資料により説明いたします。資料の1ページをお開きください。

まず、改正条例案第1条から説明いたします。

法律、政令及び省令の改正に伴い、浦臼町税条例について改正しております。

文言の修正や参照先条文の改正を除いた内容について説明いたします。

第18条の4では、納税証明書交付の際、住所を記載することによってDV被害者の生命等に危害を及ぼすおそれがある場合には、証明書に所要の措置を講ずることを定める改正を行っております。

第33条及び、次ページ第34条の9では、特定配当所得及び特定株式等譲渡所得について、所得税での適用がある場合に限り分離課税を適用する旨の改正を行っております。

3ページをお開きください。

第36条の2では、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定を整備する改正を行っております。

5 ページをお開きください。

第 36 条の 3 の 2 では、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に配偶者の氏名を追加する改正を行っております。

第 36 条の 3 の 3 では、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、退職手当等を有する配偶者及び控除対象扶養親族に提出義務を追加し、記載事項に配偶者の氏名を追加する改正を行っております。

6 ページをお開きください。

第 73 条の 2 及び次ページ、第 73 条の 3 では、固定資産税課税台帳の閲覧及び証明書交付の際、住所を記載することによって、DV 被害者の生命等に危害を及ぼすおそれがある場合には、閲覧台帳または証明書に所要の措置を講ずることを定める改正を行っております。

附則第 7 条の 3 の 2 では、住宅借入金等特別税額控除を延長する改正を行っております。

附則第 16 条の 3 では、上場株式等の配当等に係る所得について、所得税での適用がある場合に限り分離課税を適用する旨の改正を行っております。

9 ページをお開きください。

附則第 20 条の 2 及び附則第 20 条の 3 では、特例適用利子等及び条約適用利子等について、所得税での適用がある場合に限り分離課税を適用する旨の改正を行っております。

11 ページをお開きください。

附則第 24 条及び附則第 25 条では、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について、特例に係る申告書の提出を令和 5 年度以降行えなくなる旨の改正を行っております。

12 ページをお開きください。

改正条例案第 2 条について説明いたします。

法改正に伴い、浦臼町税条例の一部を改正する条例（令和 3 年浦臼町条例第 8 号）について改正しております。

第 36 条の 3 の 3 について、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備を行っております。

以上で、改正内容の説明を終わります。

議案書の 12 ページにお戻りください。

附則について説明いたします。

第 1 条で、施行期日を定めております。

第 2 条では、納税証明書に関する経過措置を定めております。

第 3 条では、町民税に関する経過措置を定めております。

13 ページをお開きください。

第 4 条で、固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上が、議案第 22 号についての説明です。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○ 議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 22 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第 22 号 浦臼町税条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 23 号

○議 長

日程第 12、議案第 23 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の 14 ページをお開き願います。

議案第 23 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

令和 4 年 6 月 15 日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、上川中部福祉事務組合の加入に伴いまして、北海道市町村総合事務組合規約別表第 1 及び別表第 2 の変更が生じるためでございます。

内容につきましては、別冊参考資料にて説明いたしますので、参考資料 13 ページ目をお開きください。

別表の第 1 でございますが、管内の欄、上川振興局（30）の項中「（30）」を「（31）」に改めまして、市町村・一部事務組合及び広域連合の欄、「上川広域滞納整理機構」の次に「上川中部福祉事務組合」を加えるものでございます。

別表第 2 の 9 の項中、共同処理する団体の欄「上川広域滞納整理機構」の次に「上川中部福祉事務組合」を加えるものでございます。

附則、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第 23 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についての内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長

起立全員です。

したがって、議案第23号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第24号

○議長

日程第13、議案第24号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の16ページをお開き願います。

議案第24号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

令和4年6月15日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、上川中部福祉事務組合の加入に伴いまして、北海道市町村職員退職手当組合規約別表の（2）一部事務組合及び広域連合の表を変更する必要性が生じたためでございます。

内容につきましては、別冊参考資料にて説明いたしますので、参考資料の14ページをお開き願います。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表、区分、上川管内の項中一部事務組合及び広域連合の欄「富良野広域連合」の次に「上川中部福祉事務組合」を加えるものでございます。

この規約につきましては、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の

日から施行するものでございます。

以上が、議案第24号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第24号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第25号

○議長

日程第14、議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の18ページをお開き願います。

議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

令和4年6月15日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、上川中部福祉事務組合の加入に伴いまして、規約別表第1の変更が生じるためでございます。

内容につきましては、別冊参考資料により説明いたしますので、参考資料15ページをお開き願います。

別表の第1、「とかち広域消防事務組合」の次に「上川中部福祉事務組合」を加えるものでございます。

附則、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第25号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎日程第15 諮問第1号

○議長

日程第15、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川畑町長。

○町長(川畑智昭君)

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項により、議会の意見を求める。

令和4年6月15日提出

浦臼町長 川畑智昭

意見を求める者の住所につきましては、□□□□□□□□□□□□。氏名は土井よし子でございます。

推薦理由につきましては、前任者の任期満了によるものでございます。

以上が、諮問第1号の内容であります。十分ご審議いただきますことをお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号については、お手元に配付の意見のとおり答申したいと思いを。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてはお手元に配付の意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第16 請願第3号

○議 長

日程第16、請願第3号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書の請願についてを議題といたします。

お諮りします。

請願第3号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いを。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決します。

請願第3号を採択することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、請願第3号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理

理解醸成を図る意見書の請願については採択することに決定いたしました。

◎日程第17 意見書案第3号

○議長

日程第17、意見書案第3号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

本件については、ただいまこの趣旨に沿った請願が採択されたところでは

したがって、本件についてはみなし採択としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書については原案のとおり採択することに決定いたしました。

◎日程第18 意見書案第4号

○議長

日程第18、意見書案第4号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

意見書案第4号については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、意見書案第4号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書については原案のとおり採択されました。

◎日程第19 所管事務調査

○議 長

日程第19、所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長から閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

◎日程第20 議員の派遣

○議 長

日程第20、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣内容についてはお手元に配付のとおりですが、これを派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和4年第2回浦臼町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時26分